

令和6年度第1回名古屋市障害者差別解消調整委員会
令和6年度第3回名古屋市障害者差別解消支援会議

日時：令和7年1月27日（月）午後1時～2時30分
場所：名古屋市公館 レセプションホール

- 1 本市における障害者差別解消の推進にかかる主な取り組み 【資料1】(P.1)

- 2 名古屋市障害者差別相談センターの運営状況 【資料2】(P.8)

- 3 「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」の一部改正（案） 【資料3】(P.19)

- 4 「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」【ガイドブック】の一部改正（案） 【資料4】〈別冊資料〉

<別冊資料>

「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例の改正の考え方（案）」に対する市民意見の内容及び市の考え方

<参考資料>

- ① 名古屋市障害者差別解消庁内推進会議幹事会における報告事例 (P.34)
- ② 愛知労働局及び名古屋法務局における相談事例 (P.36)
- ③ 名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（抜粋）・障害者差別解消調整委員会名簿 (P.38)
- ④ 名古屋市障害者差別解消支援会議開催要綱・障害者差別解消支援会議委員名簿 (P.40)

1 本市における障害者差別解消の推進にかかる主な取り組み

【令和6年度（予定含む）】

(1) 相談及び紛争解決体制等

区 分	内 容
名古屋市障害者差別相談センターの運営	<p>障害を理由とする差別に関する相談に的確に対応し、紛争解決を図るとともに、市民・事業者に向けた啓発事業等を実施。</p> <p>地域の相談窓口や専門相談窓口との連携・協力により、困難事例や複数機関にまたがる相談事案等へ対応。</p> <p>社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会に運営委託（令和2～6年度）。</p>
<p>名古屋市障害者差別解消調整委員会の開催</p> <p>（令和7年1月27日）</p>	<p>事業者による障害を理由とする差別に関する相談事案で、名古屋市障害者差別相談センターへの相談によっても解決を図れなかった事案について、助言又はあっせん等を実施。あっせんによっても解決しない場合は、市長に対して勧告を求める。あっせんの申し立てに応じて随時開催。</p> <p>令和6年度は、あっせん事案がなく、第3回障害者差別解消支援会議と合同で開催。</p>
<p>名古屋市障害者差別解消支援会議の開催</p> <p>〔令和6年7月30日〕 〔令和6年9月11日〕 〔令和7年1月27日〕</p>	<p>地域における様々な関係機関が、相談事例等に係る情報の共有等を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取り組みや、類似事案の発生防止の取り組みなど、差別を解消するための取り組みを協議する会議を開催。</p> <p>名古屋市及び各機関の取り組みや相談事例・障害者差別解消推進条例の改正案などの確認、意見交換を実施。</p>
<p>名古屋市障害者差別解消庁内推進会議の開催</p> <p>〔令和6年8月19日〕 〔令和7年2月3日〕</p>	<p>全庁体制で障害者差別解消に取り組むため、健康福祉局主管副市長をトップに、全局長による会議を開催。</p> <p>各職場における相談事案や合理的配慮の好事例、バリアフリー整備に関する当事者参画の取り組み事例を集約・集積するとともに、各局区室へ提供、周知することで共有を図り、本市における障害者差別解消の取り組みに活用。</p>

(2) 職員研修

ア 健康福祉局主催（障害企画課）

区 分	内 容	参加者数
課長級職員研修 〔 令和6年10月21日・11月14日 ・令和7年2月4日 〕	<ul style="list-style-type: none"> ・障害理解についての講演 ・障害者擬似体験 ・グループワーク ・ナゴヤあいサポート事業の説明 	開催中
課長補佐級職員研修 〔 令和6年11月1日・15日 ・12月16日・26日 〕	<ul style="list-style-type: none"> ・障害理解についての講演 ・障害者擬似体験 ・グループワーク ・ナゴヤあいサポート事業の説明 	193人
指定管理事業者等職員向け研修 〔 令和6年10月16日・12月18日 ・令和7年2月3日 〕	<ul style="list-style-type: none"> ・障害理解についての講演 ・障害者擬似体験 ・グループワーク ・ナゴヤあいサポート事業の説明 	開催中
窓口職員等向け研修 〔 令和6年10月15日・17日 ・12月19日 〕	<ul style="list-style-type: none"> ・障害理解についての講演 ・障害者擬似体験 ・グループワーク ・ナゴヤあいサポート事業の説明 	96人

※ 対面式の研修とし、市民討論会における差別事案を踏まえ、令和5年度よりグループワークや障害者擬似体験を取り入れた。

※ 令和6年度より、新たに新任課長補佐級職員研修を実施した。

※ 令和6年10月より新たに開始した「ナゴヤあいサポート事業」の「あいサポーター養成研修」として実施し、受講者をあいサポーターに認定した。

イ 総務局主催（職員研修内のプログラムの一つとして開催）

区 分	内 容	参加者数
人権指導者養成研修 (令和6年7月18・23・25日)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法 ・名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例 ・名古屋市職員対応要領 など 	36人
新規採用者福祉施設研修 〔 合同研修：令和6年7月11日 実習研修：令和6年8月5日 ～11月15日 〕	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法 ・名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例 ・名古屋市職員対応要領 ・福祉施設実習 など 	集計中

※ 「職場内人権研修（障害者の人権）」（令和6年12月4日～令和7年1月31日）
eラーニング

ウ 子ども青少年局主催

区 分	内 容	参加者数
行政窓口担当者対象 発達障害ワークショップ 研修 (令和6年8月8日)	<ul style="list-style-type: none"> ・講義「発達障害の理解と擬似体験」 ・インタビュー「家族の思い」 ・ワークショップ「窓口で、その時あなたは」 	60人

※ あいち発達障害者支援センター・名古屋市発達障害者支援センター共催

(3) 広報・啓発

ア 民間活力を活用した広報

区 分	内 容																											
概 要	<p>民間事業者の持つ「特性」や「強み」等を活かした効果的な広報の企画の提案を募り、外部評価委員の審査を経て事業者が提案した広報を実施。令和6年10月より開始した新事業の周知も併せて実施した。 (令和6年度委託事業者：株式会社中日新聞社)</p>																											
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・マンガを制作 (全6話) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1話</td> <td>障害には様々な種類があることやヘルプマークの説明 啓発冊子「こんなときどうする？」の紹介</td> </tr> <tr> <td>第2話</td> <td>医学モデルと社会モデルの説明</td> </tr> <tr> <td>第3話</td> <td>啓発動画「フミダスドーガ」の紹介</td> </tr> <tr> <td>第4話</td> <td>「何かお手伝いできますか？」という声掛けの紹介</td> </tr> <tr> <td>第5話</td> <td>無意識のうちにバリアをつくっていることの説明</td> </tr> <tr> <td>第6話 (企業向け)</td> <td>合理的配慮の提供支援に係る助成事業の紹介</td> </tr> </tbody> </table> ・特設サイト開設 URL : https://www.chunichi.co.jp/k/kyousei 公開期間：令和6年10月17日～令和7年3月31日 ・特設サイトへ誘導する広告の掲出 (マンガの1コマを活用) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>媒 体</th> <th>実施日・期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PTA新聞</td> <td>令和6年10月18日</td> </tr> <tr> <td>地下鉄扉ステッカー</td> <td>令和6年12月 (1ヶ月掲出)</td> </tr> </tbody> </table> ・バナー広告の掲出 (マンガの1コマやキャラクターを活用) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>媒体等</th> <th>実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LINE</td> <td rowspan="2">令和6年11月27日～12月25日</td> </tr> <tr> <td>LocAD (位置情報サービス手法)</td> </tr> <tr> <td>中日新聞WEB トップページ</td> <td>令和6年12月25日～令和7年3月末</td> </tr> </tbody> </table> 	区 分	内 容	第1話	障害には様々な種類があることやヘルプマークの説明 啓発冊子「こんなときどうする？」の紹介	第2話	医学モデルと社会モデルの説明	第3話	啓発動画「フミダスドーガ」の紹介	第4話	「何かお手伝いできますか？」という声掛けの紹介	第5話	無意識のうちにバリアをつくっていることの説明	第6話 (企業向け)	合理的配慮の提供支援に係る助成事業の紹介	媒 体	実施日・期間	PTA新聞	令和6年10月18日	地下鉄扉ステッカー	令和6年12月 (1ヶ月掲出)	媒体等	実施期間	LINE	令和6年11月27日～12月25日	LocAD (位置情報サービス手法)	中日新聞WEB トップページ	令和6年12月25日～令和7年3月末
区 分	内 容																											
第1話	障害には様々な種類があることやヘルプマークの説明 啓発冊子「こんなときどうする？」の紹介																											
第2話	医学モデルと社会モデルの説明																											
第3話	啓発動画「フミダスドーガ」の紹介																											
第4話	「何かお手伝いできますか？」という声掛けの紹介																											
第5話	無意識のうちにバリアをつくっていることの説明																											
第6話 (企業向け)	合理的配慮の提供支援に係る助成事業の紹介																											
媒 体	実施日・期間																											
PTA新聞	令和6年10月18日																											
地下鉄扉ステッカー	令和6年12月 (1ヶ月掲出)																											
媒体等	実施期間																											
LINE	令和6年11月27日～12月25日																											
LocAD (位置情報サービス手法)																												
中日新聞WEB トップページ	令和6年12月25日～令和7年3月末																											

<ul style="list-style-type: none"> 企業向けのチラシを配布（マンガ第1話～第6話を活用） 		
区分	会報 Nagoya	マルト水谷
時期	令和6年12月1日～	令和7年1月20日～順次
部数	約17,000部	約5,000部
対象	名古屋商工会議所会員企業	マルト水谷の契約飲食店
<ul style="list-style-type: none"> 一般向けのチラシを配布（マンガ第1話～第5話を活用） 		
区分	実施内容	
配布日	令和6年12月7日・8日	
配布場所	レゴランド	
部数	約10,000部	
<ul style="list-style-type: none"> 中日新聞@school（※）へのバナー広告掲出・特設ページ開設 		
区分	実施内容	
配信日	令和6年11月19日～1月末（調整中）	
対象	市内の小中学生 約16万人	
<p>（※）GIGA スクール構想に合わせて生徒一人一人に配られる学校用端末にインストールされるアプリ（愛称チュースク）</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 中日新聞（朝刊／市民版）に広告掲載 		
日程	内容	大きさ
12月3日	マンガ、新事業	5段+7段（見開き）
12月6日	「障害者週間」記念のつどい	半5段
12月23日	ナゴヤあいサポート事業の講演会（1月19日開催）	半5段
1月15日	障害者差別相談センター市民講演会（2月15日開催）	半5段

イ 障害者理解に関する講師派遣事業

区分	内容
概要	<p>市民・事業者が、障害及び障害のある人への理解を深めるとともに、社会にある障壁（バリア）を取り除くための配慮やサポート方法等を学ぶことができるよう、障害のある人を含む講師を派遣し、講演や実体験を通じた学びの機会を提供する「障害者理解に関する講師派遣事業」を実施。 【事務局ウェブサイト https://shougairikai-nagoya.jp】</p>
対象者	市民又は市内の事業所、5人以上（原則）の集まり
講師料	無料（会場は申込者にて用意）

【コース別実績内訳】（令和6年度上半期実績）

コース		件数	参加人数	
障害理解入門	まちで見かける“バリアフリー”から、障害を理解する	7	96	
	障害者との接し方入門	19	849	
障害特性を知り、接し方を知る	身体障害	肢体不自由・車いす体験	27	1,507
		視覚障害・アイマスク体験	27	1,321
		聴覚障害・手話体験	12	695
		内部障害・難病	0	0
	知的障害	1	12	
	精神障害	4	105	
	発達障害	6	303	
	総合コース	4	131	
スポーツや交流を通じて障害を知る	「ボッチャ」をやってみよう	6	209	
	「車いすバスケット」をやってみよう	3	136	
働く障害当事者や、障害のある子を育てる保護者の話を聞き、知る	社会で活躍する障害者—当事者の話を聞いてみよう（講演型）	1	8	
	障害のある子どもの子育て—保護者の体験談（講演型）	4	64	
まちの中の“バリア”を知り、障害を理解する	店舗やオフィスのバリアフリー化アドバイス	0	0	
	まちの中の“バリア”を見つけてみよう	2	14	
合計		123	5,450	

ウ 各種ガイドブックを活用した啓発

区分	内容
概要	<p>・『名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例【ガイドブック】』 条例の理解促進を図るため、内容や考え方について、具体的な事例やイラスト、わかりやすい表現を用いて解説した冊子</p>
	<p>・『こんなときどうする？ 障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック』 障害及び障害者の正しい理解のため、各障害の特性とこれまで実際に障害者が体験した事例等をもとに、適切な接遇対応の例を紹介した冊子</p>
活用例	各局区の職員研修、障害福祉施設の新規参入事業者研修 等

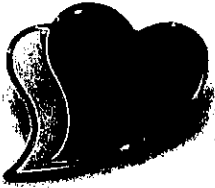


【令和6年度新規事業】（※令和6年10月事業開始）

（1）障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業

区分	内容
概要	事業者による障害者への合理的配慮の提供を支援するため、物品購入等に要する費用に対して一部助成を行う。
実施主体	名古屋市 ただし、「障害者差別相談センター事業」の一環として実施
助成対象	・名古屋市内に事務所又は事業所を有し、飲食・物販・医療等不特定多数の者が利用し、障害者の利用が見込まれる事業を行う事業者 ・名古屋市内において活動している町内会、サークル、PTA等の団体やグループ
助成内容	① コミュニケーションツール作成費 助成限度額：5万円 （対象例）点字メニュー、コミュニケーションボード等 ② 物品購入費 助成限度額：10万円 （対象例）折り畳み式スロープ、筆談ボード等 ※ ①・②の区分それぞれにつき、年度内各1回申請可
申請等窓口	名古屋市障害者差別相談センター
利用の流れ	<p>相談・申請 (事業者等) → 交付決定 (センター) → 作成・購入 (事業者等) → 完了報告 (事業者等) → 助成額確定 (センター) → 請求 (事業者等) → 交付・公表 (センター)</p>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・申請前に必ず申請内容について相談・助言を受けること。 ・申請日時点において、「ナゴヤあいサポート事業」に、「あいサポート企業（団体）」の認定を受けていること。（予定でも可） ・物品等の発注は、助成金交付決定後に行うこと。
広報啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者等に啓発物品を交付し、店舗等へ掲示することにより、取り組みのPRと障害者への合理的配慮の提供について啓発につなげる。 ・障害者差別相談センターのホームページに助成金を交付した事業者等の実際の活用状況や利用者の声等を紹介し、広く周知を図る。

※ 助成金相談・申請状況はP.14 参照

(2) ナゴヤあいサポート事業

区 分	内 容	
趣 旨	<p>障害の特性を理解し、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポーター」を養成することにより、障害の有無にかかわらず、全ての人が住みやすい社会の実現を目指す「あいサポート運動」（平成 21 年鳥取県で開始）を「ナゴヤあいサポート事業」として実施し、「意識のバリアフリー行動」の推進に取り組んでいくもの。</p>	
事業内容	<p>あいサポーター養成研修</p>	<p>■集合研修（市民向け）の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年 11 月 25 日（月） 14:00～16:30 ・令和 7 年 1 月 19 日（日） 13:30～16:30（定員 300 名） ※特別回として金澤翔子氏・泰子氏の講演会を開催 ・令和 7 年 3 月 8 日（土） 14:00～16:30 <p>■講師派遣研修（5 名以上の学校や企業・団体向け）の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希望により随時開催 <p>■市職員研修において実施</p>
	<p>研修内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・あいサポート運動について ・様々な障害の特性、困りごと、必要な配慮等について ・障害理解を深める研修
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・研修受講者を「あいサポーター」として認定し、「あいサポートバッジ」を交付（小学生は「あいサポートキッズ」として、「あいサポートストラップ」を交付） ・研修受講した企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定し、認定証・ステッカーを交付 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>あいサポートバッジ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>あいサポートストラップ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>あいサポートステッカー</p> </div> </div>	
ステップアップ研修	<p>・「あいサポーター」が障害理解を深め、「意識のバリアフリー行動」の実践に結びつけるため、ステップアップ研修を実施 (令和 7 年度開始予定)</p>	
養成実績 (R6.12 末現在)	<ul style="list-style-type: none"> ・あいサポーター 1,582 人 ・あいサポートキッズ 1,048 人 ・あいサポート企業・団体 5 ヶ所 	

2 名古屋市障害者差別相談センターの運営状況

(令和6年4月～9月) ※特記以外は令和6年9月末時点

I 障害者差別に関する相談、調査及び調整

1 障害者差別相談センター及び地域の相談窓口で受理した相談件数

※()内は、対応延べ件数

(単位：件)

	センターに直接 寄せられた相談	地域の相談窓口 から、センターへ 引継がれた相談	地域の相談窓口が 受け対応した相談	総 計
総 計	164 (623)	0 (0)	6 (39)	170 (662)
差別相談	25 (258)	0 (0)	2 (19)	27 (277)
その他相談	126 (324)	0 (0)	4 (20)	130 (344)
広報啓発	13 (41)	-	-	13 (41)

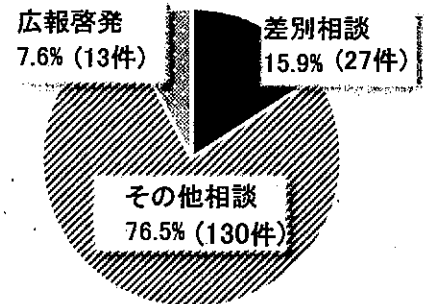
※ 障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業に係る相談は除く

【地域の相談窓口】

区役所・支所、保健センター、障害者基幹相談支援センター

【相談の内訳】

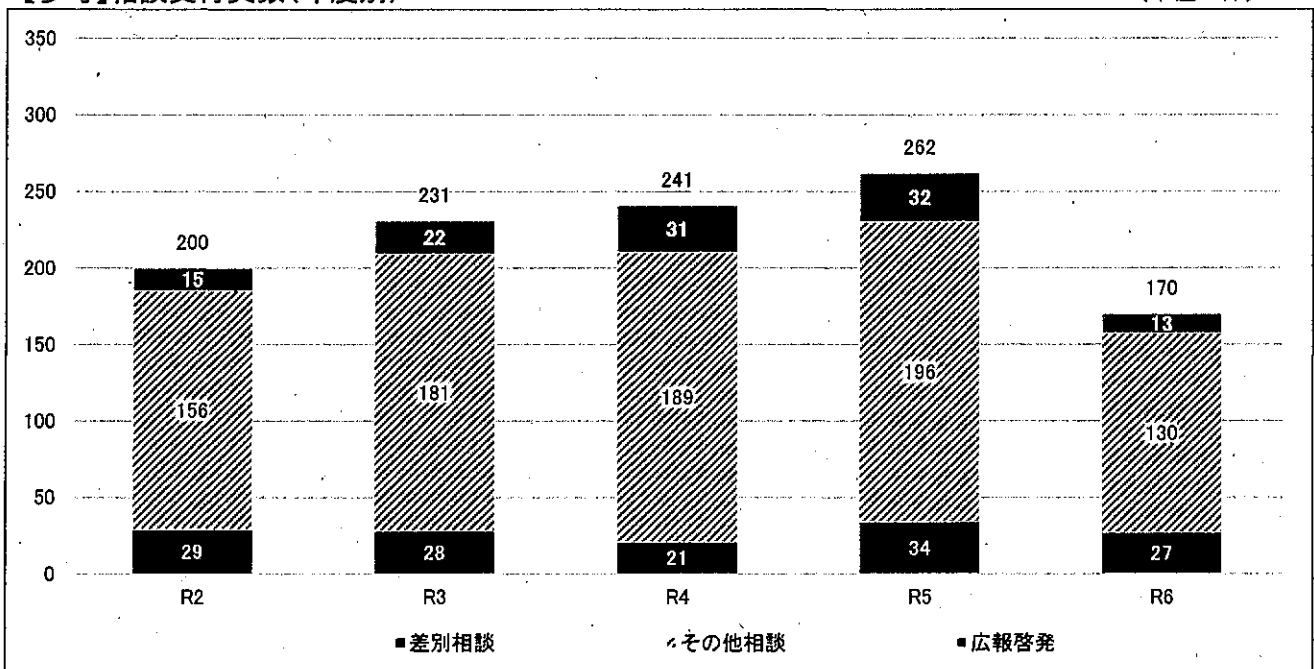
- ・差別相談：センターで障害者差別にかかる相談事案として受理した相談
- ・その他相談：差別にはあたらない生活上の困り事や不安の傾聴、法や制度に関する問合せなど
- ・広報啓発：出前講座の依頼 など



センター及び地域の相談窓口寄せられた相談の総件数は、170件(延べ662件)でした。このうち差別相談は27件(延べ277件)で、地域の相談窓口での対応件数が2件ありました。事業者からの相談は2件、名古屋市の事案が2件ありました。

【参考】相談受付実数(年度別)

(単位：件)

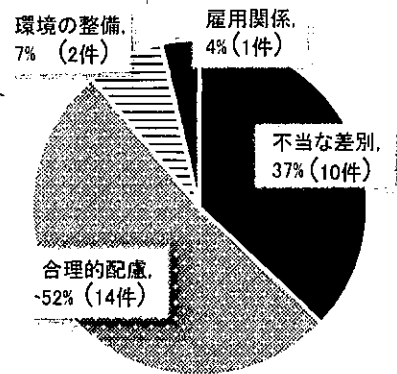


2 センター及び地域の相談窓口における差別相談の内訳

(1) 差別の分類

(単位：件)

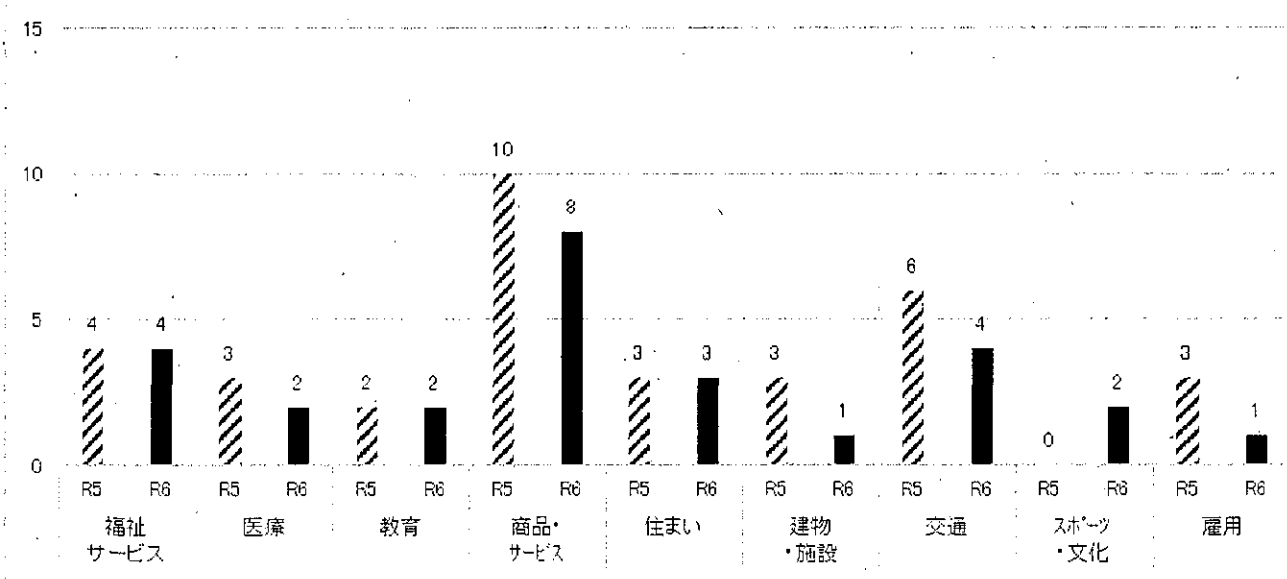
差別の分類	R5	R6
不当な差別	21	10
合理的配慮	10	14
環境の整備	0	2
雇用関係	3	1
総計	34	27



センターが差別相談として受理し対応した事案は、【別表】のとおりです。この中には、内閣府の障害を理由とする差別に関する試行相談窓口（つなぐ窓口）から対応を引き継いだもの（2件）も含まれています。

(2) 相談分野

(単位：件)



【相談分野の例】

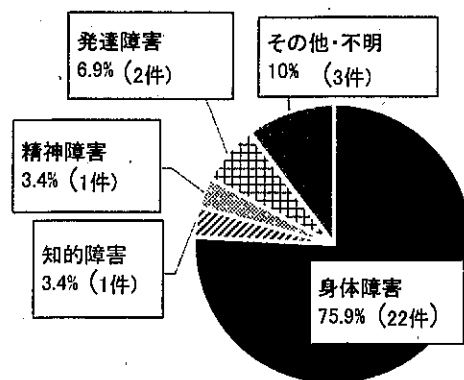
- ・「商品・サービス」…商品売買だけでなく、飲食店や対人サービスなど
- ・「住まい」…不動産の売買、賃貸契約のほか、町内会など
- ・「建物・施設」…不特定多数の方が利用する建物など
- ・「交通」…電車、バス、タクシーなど
- ・「スポーツ・文化」…スポーツ、文化芸術活動、生涯学習活動など

「商品・サービス」の分野での相談が10件と最も多く、うち2件は視覚障害のある人のATM等機械の操作に関する相談でした。「交通」の分野4件は、車いすユーザーの利用に関する相談でした。

(3) 当事者の主たる障害種別

(単位：件)

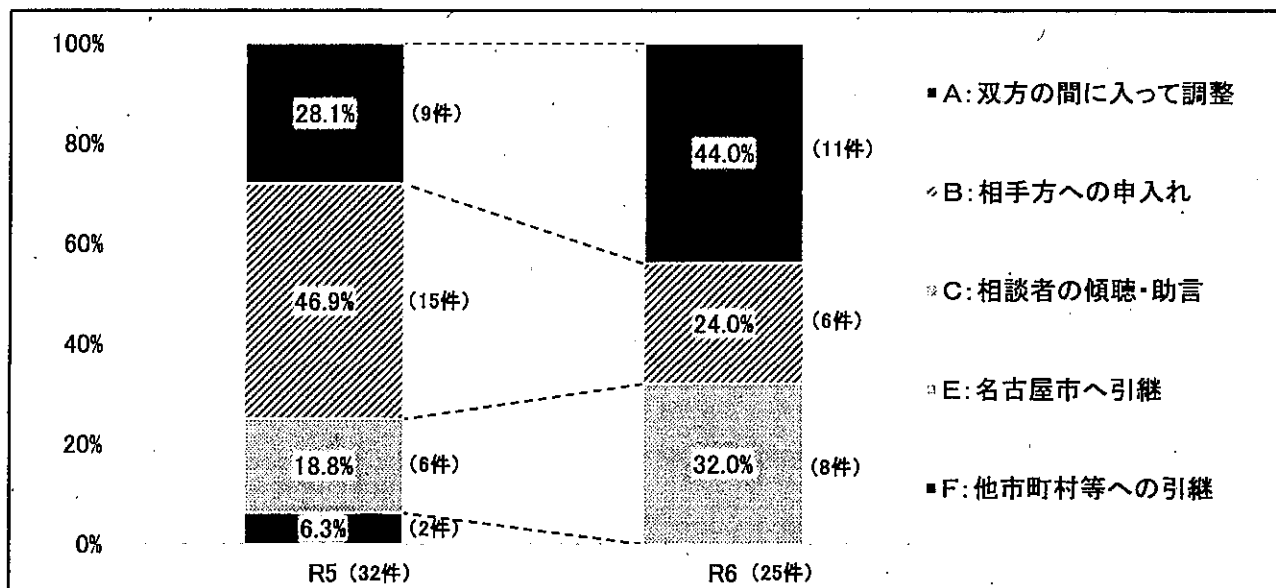
障害種別	R5	R6			
		計	男	女	不明
身体障害	19	22	13	7	2
視覚	7	10	7	2	1
聴覚	5	2	1	0	1
盲ろう	0	0	0	0	0
肢体不自由	7	9	5	4	0
内部	0	1	0	1	0
知的障害	0	1	0	1	0
精神障害	5	1	0	1	0
統合失調症	0	0	0	0	0
うつ病	3	0	0	0	0
双極性障害	0	0	0	0	0
不安障害	0	0	0	0	0
その他・不明	2	1	0	1	0
発達障害	5	2	0	1	1
広汎性	3	0	0	0	0
学習障害	0	1	0	0	1
その他・不明	2	1	0	1	0
高次脳機能障害	3	0	0	0	0
難病	0	0	0	0	0
その他・不明	2	3	2	0	1
計	34	29	15	10	4



差別相談 27 件のうち、身体障害のある人からの相談が最も多く 22 件ありました。身体障害のうち視覚障害のある人からの相談が 10 件と最も多く、次いで肢体不自由のある人からの相談が 9 件でした。

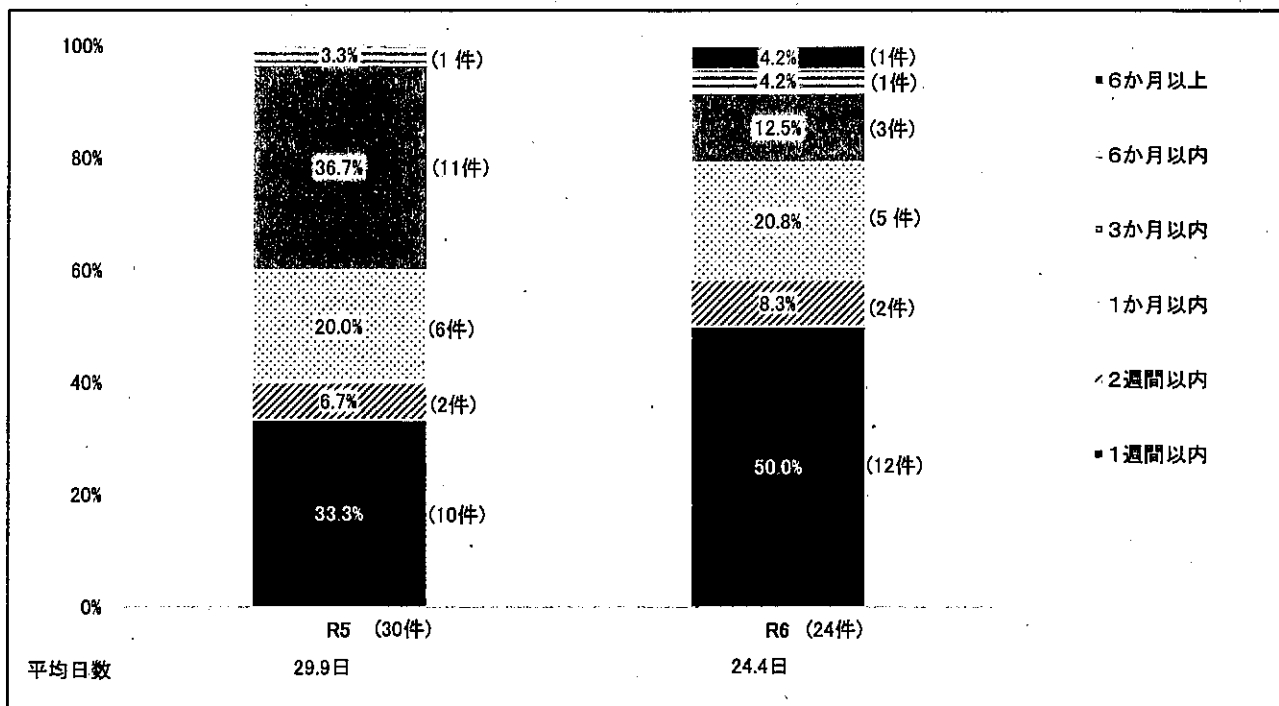
3 センターにおける差別相談の対応状況

(1) センターによる調整の状況



センターが対応した差別相談 25 件（地域の相談窓口が対応した 2 件を除く）のうち 17 件は、センターが直接介入し、相手方事業者と調整（上記 A 及び B）を行いました。

(2) 終結に至るまでの所要日数



センターでは、原則、相談者へ調整結果をフィードバックし意向の確認を行ったうえで、対応終結を判断しています。

終結した差別相談 24 件中 12 件が、1 週間以内に対応を終結しています。終結に至るまでの平均日数は、24.4 日となっています。

II 連絡調整会議の運営

大学教授、弁護士、障害当事者、事業者代表及びセンター職員で構成し、全ての差別相談事案について協議・報告を行いました。

実績	R2	R3	R4	R5	R6
開催回数	8回 (6回)	7回 (3回)	10回 (1回)	12回 (1回)	6回 (1回)
審議件数	53件	37件	40件	66件	45件
1回あたりの審議件数	6.6件	5.3件	4.0件	5.5件	7.5件

※（ ）：オンライン開催回数

III 障害者差別に関する相談に従事する人材の育成

地域の相談窓口従事者向け研修

「地域の相談窓口」（区役所・支所、保健センター、障害者基幹相談支援センター）に従事する職員を対象に、障害者差別解消法等について理解を深め、障害者差別相談に必要な知識や技術を向上させる研修を実施しました。

	実施日	研修内容	参加人数
1	5月24日 (ハイブリッド)	○講義「障害者差別解消について」 弁護士、名古屋市視覚障害者協会会長 田中 伸明 氏 ○説明「地域の相談窓口における相談対応のポイント」 名古屋市障害者差別相談センター センター長 山田	27人
2	7月31日 (ハイブリッド)	○講義「居住支援から考える障害者差別解消のポイント」 住まいサポートなごや 所長 柳田 智美 氏 住まいサポートなごや 住宅相談員 杉本 みさ紀 氏 ○事例検討(グループワーク) ○事例紹介 名古屋市障害者差別相談センター センター長 山田	12人
3	10月16日 (集合)	○講義「知的障害、発達障害のある人の理解のために」 名古屋手をつなぐ育成会 副理事長 濱田 智恵実 氏 ○障害疑似体験	13人
4	1月30日 (集合)	○講義「対応困難者への接し方と相談員のメンタルケア」 臨床心理士/公認心理師/社会福祉士 西川 絹恵 氏 ○事例検討(グループワーク) ★虐待相談センターと合同開催	(予定)

IV 障害者差別解消の推進を目的とする広報啓発事業

1 出前講座

差別解消法、障害者差別相談センターの役割、寄せられた相談事例の紹介等により、障害を理由とする差別の解消について考えていただく講座を実施しました。

受講対象	R4	R5	R6
	件数(参加人数)	件数(参加人数)	件数(参加人数)
当事者(本人・団体)	1件(6人)	1件(5人)	2件(38人)
事業者(福祉サービス)	8件(286人)	18件(308人)	5件(177人)
事業者(一般)	5件(101人)	6件(155人)	2件(60人)
市・区役所等	4件(89人)	4件(196人)	2件(65人)
一般市民	9件(572人)	6件(196人)	0件(0人)
地域関係団体	4件(110人)	0件(0人)	0件(0人)
合計	31件(1164人)	35件(860人)	11件(340人)

2 市民講演会(予定)

一般市民を対象に、障害を理由とする差別や偏見の解消について、市民みんなの課題として捉え、考えるきっかけをつくることを目的に実施します。

- ・日 時：令和7年2月15日(土)午後1時30分～3時50分
- ・会 場：鯉城ホール(名古屋市中区栄一丁目23番13号伏見ライフプラザ5階)
- ・内 容：テーマ「障害のある人もない人も共に生きる社会をめざして」

第1部 基調講演&トーク

○基調講演「障害者差別解消法がめざす社会」

講師 手嶋 雅史氏(椋山女学園大学人間関係学部人間共生学科教授)

○トーク「ダンス活動で実現するインクルーシブな社会」

司会 手嶋 雅史氏

登壇者 Mr.Takashima(愛Wishプロジェクト代表 高島康貴氏)

前川 陽氏、前川 満氏、前川 奈々氏(愛Wishプロジェクトパフォーマー)

第2部 音楽とダンスの舞台「ひらいてたんぼぼ唄」

出演 愛Wishプロジェクト

演奏 栗原 幸江氏(マリンバ奏者)、スカルサクラ Gamelan Sekar Sakura

特別ゲスト 山本 麻代氏(無音の舞踊家)

- ・定 員：620人

V 障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業（令和6年10月事業開始）

1 事業開始準備

令和6年8月より、事業開始に向け、職員1名増員し、所要の準備を実施しました。

- ・申請の手引きの作成
- ・ホームページの改修
- ・案内チラシの作成
- ・事業者への周知（DM送付：市内1,078ヶ所） 等

2 実績（令和6年10月～12月）

(1) 相談状況

区 分	事業者	団体・グループ等	その他	合 計
コミュニケーションツール作成費	4件	1件	0件	5件
物品購入費	19件	2件	1件	22件
その他照会等	7件	1件	0件	8件
合 計	30件	4件	1件	35件

(2) 申請状況

区 分	申請件数	交付決定		助成金交付	
		件 数	決定金額	件 数	交付金額
事業者	①	4件	39,800円	0件	0円
	②	10件	883,438円	0件	0円
	計	14件	923,238円	0件	0円
団体・ グループ等	①	0件	0円	0件	0円
	②	0件	0円	0件	0円
	計	0件	0円	0件	0円
合 計	①	4件	39,800円	0件	0円
	②	10件	883,438円	0件	0円
	計	14件	923,238円	0件	0円

※「①」：コミュニケーションツール作成費、「②」：物品購入費

(3) 主な申請内容

区 分	内 容
コミュニケーションツール作成費	・点字シール（タクシー事業者名や車両番号等の点字表示）
物品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・折り畳みスロープ（店舗等の出入口の段差解消） ・筆談ボード（聴覚障害者とのコミュニケーション補助） ・タブレット（劇場鑑賞の際の聴覚障害者用字幕表示アプリ） ・ストレッチャー（寝たきりの方の病院までのタクシー輸送） ・傘（雨天時の屋根がない場所での車椅子のタクシー乗車） ・車いす（麻痺のある人の院内移動）

【別表1】 障害者差別相談センターが対応した差別相談一覧／令和5年度4～3月（令和6年度継続事案）

【区分】 市：名古屋市 その他行政：名古屋市以外 民間：民間事業者 指定：民間の指定管理事業者

【分野】 福祉サービス 医療 教育 雇用 商品・サービス 住まい 建物・施設 交通 スポーツ・文化

【調整レベル】 A：双方の間に入って調整 B：相手方への申入れ C：傾聴・助言 D：問合せ対応 E：市へ引継 F：他市町村等へ引継

№	障害種別	区分	分野	相談内容	分類	対応状況	調整レベル
1	身：肢体不自由	市	交通	(事業者からの相談) 車いすの市バス乗車における固定方法は、安全確保のために「4点固定」をルールとしているが、この「4点固定」ができないタイプの車いすを利用した方の乗車をお断りしたところ、「障害を理由とする差別ではないか」と言われた。これは、障害者差別にあたるのか。	不当	車いす製造会社への問合せ、関係省庁のガイドライン、規則の確認、他政令指定都市からの情報収集等を行った結果、交通局の示す安全基準を下回る方法で乗車させることについては、安全性の確保が難しく、不当な差別的取扱いに当たるとは言い難いと判断した。併せて、様々なタイプの車いすが利用されていることから、ルールの再考や代替方法の検討も提案した。 今後は、車いす当事者、健康福祉局、交通局と共に、市バスの車いす固定について、課題の解消に向けて検討していくこととした。	A
2	身：肢体不自由	市	交通	いつも乗車しているバス路線で、「4点固定」ができないことを理由に乗車拒否された。交通局へ苦情を伝えたが、乗れない理由に納得がいかず、障害者差別だと感じた。	不当	【現在の検討状況】 令和6年9月及び10月に車いす当事者、健康福祉局及び交通局等が合同で市バス及び車いすの実車を用いた固定方法の検証を行うなど、課題の解決に向けて対応方法について継続的に検討中。	A

【別表2】 障害者差別相談センターが対応した差別相談一覧／令和6年度4～9月（つなぐ窓口から引き継いだ2件を含む）

【区分】 市：名古屋市 その他行政：名古屋市以外 民間：民間事業者 指定：民間の指定管理事業者

【分野】 福祉サービス 医療 教育 雇用 商品・サービス 住まい 建物・施設 交通 スポーツ・文化

【調整レベル】 A：双方の間に入って調整 B：相手方への申入れ C：傾聴・助言 D：問合せ対応 E：市へ引継 F：他市町村等へ引継

№	障害種別	区分	分野	相談内容	分類	対応状況	調整レベル
1	身：視覚	民間	商品・サービス	車いすの母親と視覚障害のある息子が旅行の申込みをした際に、視覚障害を理由に同伴する母親の介助ができないものとして、別の介助者の同伴を条件とされた。	不当	当該旅行会社に事実確認をしたところ、事前に、スタッフができることとできないことや配慮について、相談者と協議をした上でツアーを行ってきたが、それを反故にされ、また、ツアー中にスタッフが母親を介助したり、見守らなければならない状況が頻繁に生じることから、相談者の意思表示の有無に関わらず常態的に合理的配慮を提供してきたことがわかった。契約上、軽微でない介助・見守りは添乗員等の本来業務ではなく、当該旅行会社が提示した条件は、参加を促す正当性があるとも考えられ、他の客と一緒に参加するツアーの性質や目的に照らし、当該旅行会社が母親を介助しなければならない状況が頻繁に生じることは、過重な負担であると一定程度理解できるため、障害を理由とした差別があったとは言えないと判断した。相談者へフィードバックし、対応を終了した。	A
2	身：肢体不自由	民間	住まい	(つなぐ窓口からの引継ぎ事案) 車いすユーザーになったため、マンション管理組合に簡易スロープの設置をお願いしたが断られた。	環境	つなぐ窓口から引継ぎ、相談者に相談内容の詳細を伺った時には、スロープ設置が決定されていたため、対応を終了した。	C
3	身：肢体不自由	民間	住まい	長距離歩行が困難になったことから電動車いすの利用を検討しており、段差があるマンションのため、電動車いすを駐輪場に置くことをお願いしたが、管理会社より盗難や事故の可能性、スペースがないことを理由に断られた。	合配	現地調査を行った結果、駐輪場に電動車いすのスペースを常に確保することは難しく、段差が歩道に面していることからスロープ設置も難しい。当該管理会社に事実確認をしたところ、相談者からの提案でエントランスに置くことを検討したが消防法上不可能で、駐輪場を安く貸すことを提案したが、相談者から断る返事があったと回答を得た。しかし、相談者より、電動車いすを駐輪場に置くことが可能な物件に引越が決定したと報告をいただいたため、対応を終了した。当該管理会社からは、今後は合理的配慮に限らず環境の整備についても大家と相談しながらできることをすると回答を得た。	A
4	身：視覚	民間	福祉サービス	DX化により、ヘルパーの活動状況を端末でしか確認できなくなった。読み上げはされるが、自分が承認した内容を事業所と共有したいため、書面の時のようにリアルタイムで確認できるようにテキストデータで自分のスマホに送ってもらえないかと依頼したが、難しいとの説明があった。	合配	相談者は、アプリの情報をリアルタイムで共有できる仕組みについて当該事業所に依頼するため、話す内容を整理したいとのことだった。現状の環境の中で考えると、端末で承認した内容をテキスト化してスマホに送るといった依頼を継続するのが現実的ではないかと助言した。相談者自身で当該事業所と対話することを望まれたため、一旦対応を終了した。	C

№	障害種別	区分	分野	相談内容	分類	対応状況	評価
5	身: 肢体不自由	民間	商品・サービス	ホテル予約の際、入浴時と起床時の介助のため、自分で手配したヘルパーが入室してよいか受付に聞いたところ、1名分の追加料金を支払えば入室可能と言われた。	合配	当該ホテルに事実確認をしたところ、セキュリティ上の問題があること、追加で入室した場合に追加料金が発生するルールで、障害のある人にだけ特別扱いができないと回答があった。セキュリティ上の問題について、ヘルパーは身分証明書の提示が可能であると説明し、ヘルパーの介助が必要な場合には、特別扱いではなく障害のあるお客様への配慮として考えていただくよう申し入れた。本社にも事実確認をしたところ、当該ホテルの回答は誤りで、ヘルパーの介助が必要な場合には、障害のあるお客様への配慮として考える、今後は、ホテル全体で対応を統一していくと回答があった。相談者へフィードバックし、対応を終了した。	A
6	身: 視覚	民間	商品・サービス	コンビニでチケットの予約購入をするため、機械操作を店員に依頼したところ、「機械の操作はできない、触れない」と言われ、チケットの予約も購入もできなかった。	合配	当該店舗に事実確認をしたところ、障害者差別解消法について従業員に周知しているが、配慮に欠ける対応だったため、直接相談者に謝罪したいと回答があった。障害のある方への対応について、再度各加盟店へ周知徹底いただくようお願いした。相談者には、当該店舗より謝罪と今後の対応改善についての話があり、対応を終了した。	A
7	身: 視覚	民間	建物・施設	商業施設の点字ブロックに沿って歩いていたところ、植木が顔にぶつかった。インフォメーションセンターに植木の移動をお願いしたが、改善されなかった。	合配	現地調査を行った結果、植木の枝が点字ブロック上にかかっていることを確認した。管理者へ、当該植木の移動や枝葉の剪定をし、視覚障害者が安全に点字ブロックを確認しながら歩行できるように申し入れた。その結果、植木の移動及び小さな植木との交換が行われ、相談者にフィードバックし、対応を終了した。	A
8	不明	民間	雇用	職場で、合理的配慮の提供をお願いしたが無視された。	雇用	雇用場面における差別に関する相談のため、障害者雇用促進法の範疇となり、所轄である勤務地のハローワークをご案内したところ、ご自身で相談するとの意向があったため、対応を終了した。	C
9	身: 視覚	民間	商品・サービス	コンビニで電子レンジの操作をお願いしても断られるときがある。本社に連絡したところ謝罪され、当該店舗の責任者に従業員への指導を徹底してもらうことになったが、改善されなかった場合に介入してほしい。	合配	自身の障害やその障害によりサービスを利用する上で困っていることを丁寧に説明するよう助言し、当該店舗の対応が改善されなかった場合に改めて相談いただくこととなり、一旦対応を終了した。	C
10	身: 視覚	民間	医療	電話で診療予約が可能か問い合わせたが、ネットのみ可能と言われた。また、窓口では、診察券のバーコードを機械にかざしてほしいと受付の人に頼むと、自分でできるように言われることがあり困る。	合配	相談者自身で当該病院と交渉することを希望されたため、電話での予約を合理的配慮として求めていただくこととし、対応を終了した。なお、その際には、相手の事情も受け入れつつ、自身の困りごとを丁寧に説明して理解いただきながら、お互いのできることを一緒に考える姿勢で臨むと円満に解決しやすいと助言した。	C
11	身: 視覚	民間	福祉サービス	(事業者からの相談) 採用試験の受験者である弱視の方から、ルーペの持ち込みの許可や試験問題の拡大、試験時間延長の申し出があった。ルーペの持ち込みと問題の拡大版の作成は可能だが、試験時間延長の申し入れについてはどのように検討すればよいか。	合配	弱視によって何が社会的障壁となっているか、その障壁を取り除くために時間延長が必要かを検討する必要がある、入学試験や定期試験時等、これまでの合理的配慮を参考に、現在在籍している大学などに相談してそれに準じて延長時間を設定してはどうか提案した。後日、事業者より、本人了承の上、大学への問い合わせが行われ、試験時間延長が決定したと報告があり、対応を終了した。	C
12	身: 視覚	その他行政	商品・サービス	行政機関に情報開示請求した資料が、字が薄く、小さくて見えない。視覚障害者に対する配慮がない。	合配	行政機関に、コピーの濃度をあげることや拡大版の作成の検討をお願いしたところ、コピーの濃度をあげることを既に検討しており、拡大版については、開示する資料が多くて負担が大きいこと、行政文書の公開はありのままのサイズでなければならないことを相談者に丁寧に説明して納得を得た、と報告いただいた。相談者には、合理的配慮の提供について具体的な申し入れが必要であることを説明し、対応を終了した。	A
13	身: 視覚	その他行政	福祉サービス	行政機関からの通知書が、スマホの読み上げ機能で一部読み取れなかったため、電話で事情を説明して読み上げを依頼したが、ヘルパーに頼むよう言われた。	合配	結果的に対応されて解決済みとのことだが、苦情にならないと対応されず、コロナ禍以前より社会的障壁が増えているように感じることを知ってほしいと希望されたため、傾聴に努め、対応を終了した。	C
14	身: 内部	その他行政	教育	特別支援学校に、看護師による医療ケアを受けられるよう相談したが、様々な会議・手続きを経た上で認められるため、半年かかると言われた。手続きを早められないか相談したが、安全性を理由に断られた。	合配	教育委員会に、手続きに時間がかかるのであれば、医療ケアを受けるまでの間の合理的配慮の提供について、話し合いの場を設定いただけないかお願いし、話し合いが行われることになった。相談者には、話し合いに向けた助言をした上で、話し合いが上手くいかなかった場合に改めて相談いただくこととなり、一旦対応を終了した。	A

№	障害種別	区分	分野	相談内容	分類	対応状況	評価
15	身:肢体不自由	民間	交通	配車センターに予約時、電動車いすユーザーであることを伝えたところ、「手動に切り替えできないのであれば、スロープでは電動車いすは乗せられない」と言われた。電動車いすは同乗者が畳んで積み込み、移乗して乗車すると説明したが、精密機械であることを理由に断られた。	不当	当該タクシー会社に事実確認をしたところ、移乗して乗車する場合、破損や補償の問題から客側が積み込み、荷物としての取り扱いが可能、スロープで乗車する場合は利用者自身で操作し、手動への切り替えはお願いしていないと回答を得た。配車センターのオペレーターによる間違った認識で、電動車いすユーザーがタクシーに乗車できなくなることはないよう、指導及び利用者に対する丁寧な説明をしていただくようお願いした。相談者へフィードバックしたところ、今後は別のタクシー会社を利用すると報告を受け、対応を終了した。	B
16	身:肢体不自由	民間	交通	JPNタクシーの予約時、配車センターに、利用日が雨予報であることから「スロープが滑って事故になるといけない」「屋根のある場所であればよい」と言われ、利用できなかった。	不当	当該タクシー会社に事実確認をしたところ、雨予報の場合、屋根がある場所での乗車か、車いすを折りたたんで移乗しての乗車になることをアナウンスしているが、断ってはいない、と回答を得た。少なくとも相談者は断られたように感じているため、案内を工夫していただくよう申し入れた。また、移乗する場合の積み込みについて確認したところ、運転手の身体の負担を考慮した上で、運転手が積み込むことが可能であり、電動車いすであっても可能な限り対応するとのことであった。相談者へフィードバックし、タクシー会社と、晴れの日と雨の日の乗車場所をあらかじめ決めておくことを助言し、対応を終了した。	A
17	身:肢体不自由	民間	医療	契約前のカウンセリングで下肢に障害があることを伝えた上で、美容クリニックと契約をしたが、1回目の施術後、障害を理由に契約を解除されそうになっている。	不当	当該美容クリニックに事実確認をしたところ、カウンセリングで確認した障害の状況と実際の状況が異なること、解約の意向や理由の詳細は電話で話をし、一度は解約に納得を得たが、返金の手続きの段階で「納得できない」と言われたとのことだった。相談者の身体状況における認識が異なり、差別の有無について判断することが難しいため、相談者と面会することとし、当該美容クリニックには、施術台の高さや幅、契約内容について確認することとした。相談者に面会について連絡をしたが、「別日に連絡がほしい」「こちらから都合のよい日程を伝える」と言われた以降連絡がないため、電話やメールで何度か連絡を試みたがつながらず、一旦対応を終了した。	B
18	該当なし	民間	交通	(つなぐ窓口からの引継ぎ事案) 全席指定の臨時特急に乗車したところ、チケット販売当初から車いすスペースの情報提供はなくて満席表示であったが、当日車いすスペースと介護者席は空いていた。車いすスペースについて情報提供しないのは、差別ではないか。	不当	障害を理由とする差別とは断言できないが、情報を出さないことで不利益が生じているのであれば、間接差別にあたる可能性もあるため、当該鉄道会社に対し、すべての利用者が平等に情報の取得ができるよう車両案内や空席情報の提供について改善いただくよう申し入れをしたところ、当該鉄道会社から「お客様が快適に利用できるように、関係各所に申し伝え、貴重な意見として今後の参考にしていきたい」との回答を得た。相談者へフィードバックし、対応を終了した。	B
19	身:肢体不自由	民間	商品・サービス	飲食店の入り口に段差があり、店員や通行人に手伝ってもらったが、退店時に店員から「出禁ね」「手間がかかるから」と言われた。	不当	現地調査を行い、当該飲食店に事実確認をしたところ、スロープによる転倒事故が起こる前は段差が生じないようにスロープを設置していたが、今は段差があり、混雑時に、今回のように従業員4人で車いすを持ち上げる対応は難しいため、次回からはお断りする旨を伝えたところ、回答を得た。差別解消法に関する資料を提供した上で、法律について説明し、車いすユーザーの入店に配慮いただくよう申し入れたところ、「可能な限り配慮する。何かあれば、センターに相談する。」と回答を得た。相談者へフィードバックし、対応を終了した。	B
20	身:視覚	民間	商品・サービス	振込手続きに際して、行員にATM操作を依頼したところ、「他行の口座番号を行員が代わりに入力することはできない」と、窓口対応になったが、金融機関によってはATM料金ではなく窓口料金での取り扱いとなるため、ATM料金で統一するよう、銀行協会へ働きかけてほしい。	不当	市内の店舗に關係する銀行協会や信用金庫協会に改善の申し入れをしたところ、今後の課題として周知いただくこととなった。相談者にフィードバックしたところ、経営判断に委ねられる部分もあり、すぐに改善されるのは難しい問題であることに理解を示され、対応を終了した。	B
21	身:聴覚	民間	スポーツ・文化	(事業者からの相談) 体験申込で聴覚障害のある子どもの申込があったが、今まで障害のある人を受け入れたことがなくて難しいことを伝え、障害者スポーツセンターを勧めたところ、当事者家族より、一方的に断るのはどうなのかと言われた。どのように対応すればよいか。	不当	法律の説明をし、今まで障害のある人の受け入れがないことを理由に体験申込を断ったのであれば、不当な差別的取扱いの可能性があるので、当事者との面談では、障害状況を確認した上で、どうしたら他の子と同じように利用できるかを話し合い、合理的配慮の検討をしていただくよう助言した。その結果、「まずは話し合いの上、できることを検討する」「必要に応じて再度センターに相談する」と返答を得たため、一旦対応を終了した。	C
22	身:肢体不自由	民間	スポーツ・文化	保育園が開催する運動会は、保護者の参加が園児の参加条件になっており、車いすの祖父が参加することを保育園に伝えると、他の保護者から何か言われたら困ることを理由に参加を断られた。	不当	当該保育園に事実確認をしたところ、祖父の参加については、開催期日が迫っていることからスロープの準備をすることは難しく、当日の車いす介助も、運動会の運営や園児の安全管理を数少ないスタッフですることから、対応が困難との説明があった。また、今後はスロープをレンタルするしかないと話されたため、名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業を案内した。相談者へフィードバックしたところ、センターの介入により、園の上層部にまで課題認識が伝わったことに感謝の意を受けて、対応を終了した。	A

No	障害種別	区分	分野	相談内容	分類	対応状況	調整レベル
23	その他:吃音症	市	商品・サービス	区役所で住民票を受け取る時、または市税事務所で納税証明を受け取る時に、本人確認のために名前を言う必要があるが、吃音症のため言葉がどもり、周りの目も気になるため言いづらい。市全体で、本人確認の際は「本人確認の為、運転免許証かマイナンバーカードをご提示ください」と徹底して言うようにしてほしい。	合配	当該区役所に事実確認をしたところ、窓口に来た全員に運転免許証等の提示を求めると、そこまで必要なのか、と一般の人から反感をもらう可能性があるとのことだったが、その後、窓口には「本人確認は運転免許証等の提示により行うこともできます」と書いた立札をカウンターに設置したと報告があった。相談者には、この旨を伝えた上で、ヘルプカードに必要な配慮を記載して利用することを提案し、了承を得たため、対応を終了した。	A
24	身:肢体不自由	民間	交通	相対式のホームの跨線橋にエレベーターが設置されていない2つの無人駅について、車いすでは通常のように利用できない。	環境	当該鉄道会社に事実確認をしたところ、一つは、一旦反対方面の電車に乗車してエレベーターのある駅まで行き、折り返して戻ってくること、もう一つの駅は、車いす利用者が電話して係員の派遣を依頼するしくみであること、今後両駅の改修予定はないことを確認した。当該鉄道会社には、両駅の改修の検討や改札付近及びホームページ上に、駅を利用するにあたってのバリアフリー情報をできる限りわかりやすい形式で表示していただくよう申し入れた。こうした環境整備を依頼したことを相談者へフィードバックし、対応を終了した。	B
25	身:聴覚	民間	住まい	マンションの理事会に、難聴により音が反響して話す内容が聞き取れないため、会議をオンラインにしてほしいと申し入れたが、理由の説明もなく、対応してくれない。	合配	(調整中)	A

【別表3】地域の相談窓口が対応した差別相談一覧／令和6年度4～9月

【区分】 市：名古屋市 その他行政：名古屋市以外 民間：民間事業者 指定：民間の指定管理事業者

【分野】 福祉サービス 医療 教育 雇用 商品・サービス 住まい 建物・施設 交通 スポーツ・文化 その他

【調整レベル】 A：双方の間に入って調整 B：相手方への申入れ C：傾聴・助言 D：問合せ対応 E：市へ引継 F：他市町村等へ引継 G：センターへ引継

No	障害種別	区分	分野	相談内容	分類	対応状況	調整レベル
1	発達:学習障害	民間	教育	大学と合理的配慮の話し合いが進まず、子どもが体調を崩して退学することになった。大学にはスピード感を持った対応をするように反省してほしい。	合配	子どもの個人情報伏せてほしいとの相談者の意向を受け介入が難しいことを説明したところ、差別相談センターにケースの報告をすることのみに了承が得られたため、対応を終了した。	C
2	精:不明 知的障害 発達:不明	市	福祉サービス	行政窓口(支所)に、夫から身体暴力を受けているため保護してほしいと相談したが、「精神の手帳を持っていると対応できないと言われた。」と保健センターへ相談があった。	不当	当該窓口で事実確認をしたところ、精神障害があるのであれば保健センターで対応するのが妥当ではないかとの回答があった。これに対して、今後離婚等法的なことが控えているのであれば、女性相談歴も重要になってくるため、女性相談として当事者を支援してほしいと伝えたところ、今後相談の希望があった際には当該窓口で対応することとなり、対応を終了した。	B

3 「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」の一部改正（案）について

(1) 条例改正に関する概要

ア 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の改正に伴い、条例の規定との整合を図るため、令和5年度において、「事業者の合理的配慮の提供の義務化」について、条例改正を行った。（令和6年4月1日施行）

イ ア以外の事項に係る条例改正【令和6年度】

「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案に係る検証委員会による検証結果や、障害者差別解消支援会議等での議論を踏まえ、所要の改正を行う。

(2) 条例改正スケジュール（案）

時 期	内 容
令和6年7月	第1回障害者差別解消支援会議 (7/30) (条例改正案の提示)
8月	障害者団体連絡会 (8/23) (条例改正案の提示)
9月	障害者施策推進協議会 (9/6) (条例改正案の提示)
	第2回障害者差別解消支援会議 (9/11) (条例改正修正案の提示)
11月	パブリックコメント
令和7年1月	第3回障害者差別解消支援会議 (1/27) (条例改正最終案の提示)
2月	改正条例の議会への上程
3月	障害者施策推進協議会 (条例改正内容の報告)
	改正条例施行に向けた周知 (条例ガイドブック等の更新)
4月	改正条例の施行 (1日～)

(3) 条例改正 (案)

ア パブリックコメントへの対応

① ご意見等

<別冊資料>

「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例の改正の考え方 (案)」に対する市民意見の内容及び市の考え方 (P. 2, 7 参照)

② 条例の改正案 (※ _____ 今回修正箇所)

現在の条例	条例の改正案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消を推進するための基本となる事項を定めることにより、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関し、<u>何人も、障害者に対して、障害を理由とする差別をしてはならないという認識の下</u>、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消を推進するための基本となる事項を定めることにより、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。</p>
<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、前条に定める基本理念 (以下「基本理念」という。) にのっとり、障害及び障害者に関する理解の促進を図るとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、前条に定める基本理念 (以下「基本理念」という。) にのっとり、<u>障害者及びその家族その他の関係者 (以下「障害者等」という。)</u> の参画の下、障害及び障害者に関する理解の促進を図るとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。</p>

イ 障害者施策推進協議会における主な意見への対応

① ご意見

『今年度事業開始した「あいサポート運動」について、条例に入れ込んでどうか。』

② 条例の改正案（※ _____ 今回修正箇所）

現在の条例	条例の改正案
<p>(啓発等)</p> <p>第 20 条 (略)</p> <p>2 (新設)</p>	<p>(啓発等)</p> <p>第 20 条 (略)</p> <p>2 市は、市職員、事業者及び市民が、意識のバリアフリー行動を実践し、障害の有無にかかわらず、全ての人が互いに人格及び個性を尊重し支え合いながら暮らすことのできる社会を目指す運動(あいサポート運動)を、市全体で推進するものとする。</p>

ウ 法規上の字句整理

条例の改正案（※ _____ 今回修正箇所）

現在の条例	条例の改正案
<p>(勧告等)</p> <p>第 19 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、必要があると認めるときは、差別相談に係る事案の解決に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1) 前条の規定による求めがあった場合における前条各号に掲げる者</p> <p>(2) 正当な理由なく、第 16 条第 1 項本文の調査を拒んだ障害者等又は事業者</p> <p>(3) 第 16 条第 1 項本文の調査に虚偽の説明又は資料の提出をした障害者等又は事業者</p> <p>2 (新設)</p>	<p>(勧告等)</p> <p>第 19 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、必要があると認めるときは、差別相談に係る事案の解決に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1) 前条の規定による求めがあった場合における前条各号に掲げる者</p> <p>(2) 正当な理由なく、第 16 条第 1 項本文の調査を拒んだ障害者等又は事業者</p> <p>(3) 第 16 条第 1 項本文の調査に虚偽の説明又は資料の提出をした障害者等又は事業者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前条の規定により、委員会から必要な措置を講ずるよう求められた相手方が市である場合は、勧告を行うものとする。<u>この場合において、勧告を行わないときは、市長はその理由を公表するものとする。</u></p>

名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成30年条例第61号）改正案（新旧対照表）

現 行	改正（案）
<p>○名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例 平成30年12月20日 条例第61号</p>	<p>○名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例 平成30年12月20日 条例第61号</p>
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第7条）</p> <p>第2章 障害を理由とする差別の禁止（第8条—第12条）</p> <p>第3章 障害を理由とする差別を解消するための体制（第13条—第19条）</p> <p>第4章 障害を理由とする差別の解消を推進するための施策（第20条—第26条）</p> <p>附則</p> <p>誰もが、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重される地域社会の実現は、全ての名古屋市民の願いです。</p> <p>近年、障害者の権利に関する条約、障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等の趣旨に沿った取組により障害者への理解が進んできたものの、今なお、障害者に対する誤解や偏見があり、また、見た目ではわからない障害者に対して周囲の理解が不十分であることから、障害者の自立や社会参加が妨げられているという現状が存在しています。</p> <p>こうした状況を解決するためには、誰もが高齢になることに伴う身体機能の低下、事故や疾病などにより、障害を有することになる可能性があることを認識し、障害を理由とする差別を障害のある人とない人の区別なく全ての人に共通する課題として捉え、取り組んでいくことが重要です。</p> <p>それとともに、子どもの頃から障害の有無にかかわらず一緒に学び遊ぶ中で、正しい知識や理解を深めることも求められます。</p> <p>このような認識の下、市、事業者及び市民が一体となって、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組み、障害のある人もない人も誰もが等しく基本的人権</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第7条）</p> <p>第2章 障害を理由とする差別の禁止（第8条—第12条）</p> <p>第3章 障害を理由とする差別を解消するための体制（第13条—第19条）</p> <p>第4章 障害を理由とする差別の解消を推進するための施策（第20条—第26条）</p> <p>附則</p> <p>誰もが、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重される地域社会の実現は、全ての名古屋市民の願いです。</p> <p>近年、障害者の権利に関する条約、障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等の趣旨に沿った取組により障害者への理解が進んできたものの、今なお、障害者に対する誤解や偏見があり、また、見た目ではわからない障害者に対して周囲の理解が不十分であることから、障害者の自立や社会参加が妨げられているという現状が存在しています。</p> <p>こうした状況を解決するためには、誰もが高齢になることに伴う身体機能の低下、事故や疾病などにより、障害を有することになる可能性があることを認識し、障害を理由とする差別を障害のある人とない人の区別なく全ての人に共通する課題として捉え、取り組んでいくことが重要です。</p> <p>それとともに、子どもの頃から障害の有無にかかわらず一緒に学び遊ぶ中で、正しい知識や理解を深めることも求められます。</p> <p>このような認識の下、市、事業者及び市民が一体となって、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組み、障害のある人もない人も誰もが等しく基本的人権</p>

現 行	改正 (案)
<p>を有するかけがえのない個人として、お互いを思いやる気持ちを持ちながら、安心して共に生きることのできるまち・なごやをつくることを決意し、この条例を制定します。</p>	<p>を有するかけがえのない個人として、お互いを思いやる気持ちを持ちながら、安心して共に生きることのできるまち・なごやをつくることを決意し、この条例を制定します。</p>
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消を推進するための基本となる事項を定めることにより、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関し、<u>何人も、障害者に対して、障害を理由とする差別をしてはならないという認識の下</u>、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消を推進するための基本となる事項を定めることにより、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。</p>
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）<u>、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病をいう。）</u>等を原因とする障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p>	<p>(1) 障害者 身体障害（<u>視覚障害、聴覚障害、肢体不自由等をいう。</u>）<u>、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）</u>、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病をいう。）等を原因とする障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p>
<p>(2) 社会的障壁 障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p>	<p>(2) 社会的障壁 障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p>
<p>(3) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障害を理由として、障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすることをいう。</p>	<p>(3) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障害を理由として、障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすることをいう。</p>
<p>(4) 合理的配慮 障害の有無にかかわらず誰もが実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者（障害者が意思の表明を行うことが困難である場合にあっては、その家族等）の求めに応じて、必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に</p>	<p>(4) 合理的配慮 障害の有無にかかわらず誰もが実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者（障害者が意思の表明を行うことが困難である場合にあっては、その家族等）の求めに応じて、必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に</p>

現 行	改正 (案)
<p>伴う負担が過重になるものを除く。</p> <p>(5) 障害を理由とする差別 不当な差別的取扱いをすること又は合理的配慮をしないことをいう。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 障害を理由とする差別の解消の推進は、障害の有無にかかわらず、誰もが等しく基本的人権を生まれながらにして有する個人として尊重され、地域で自立した生活を営む権利が保障されることを前提として、次に掲げる基本理念に基づき行う。</p> <p>(1) 全ての障害者が、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。</p> <p>(2) 全ての障害者が、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共に暮らすことを妨げられないこと。</p> <p>(3) 全ての障害者が、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段及び情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、意思を決定することが困難な障害者に対する支援が確保されること。</p> <p>(4) 全ての障害者は、障害があることに加え、性別、年齢その他の複合的な要因により特に困難な状況に置かれている場合には、その状況に応じた適切な</p>	<p>伴う負担が過重になるものを除く。</p> <p>(5) 障害を理由とする差別 不当な差別的取扱いをすること又は合理的配慮をしないことをいう。</p> <p><u>(6) 事業者 目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって、本市の区域内において商業その他の事業を行う者(国、地方公共団体、独立行政法人等及び公営企業型以外の地方独立行政法人を除く。)をいう。</u></p> <p><u>(7) 意識のバリアフリー行動 周囲からの心ない言葉、偏見や差別、無関心など、障害者に対する意識上のバリアをなくすため、誰もが障害及び障害者に関する理解を深め、バリアを感じている人の身になって考え、必要な行動を起こすことをいう。</u></p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 障害を理由とする差別の解消の推進は、障害の有無にかかわらず、誰もが等しく基本的人権を生まれながらにして有する個人として尊重され、地域で自立した生活を営む権利が保障されることを前提として、次に掲げる基本理念に基づき行う。</p> <p>(1) 全ての障害者が、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。</p> <p>(2) 全ての障害者が、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共に暮らすことを妨げられないこと。</p> <p>(3) 全ての障害者が、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段(情報通信技術を活用した意思疎通のための手段を含む。)及び情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が確保され、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得できるとともに、意思を決定することが困難な障害者に対する支援が確保されること。</p> <p>(4) 全ての障害者は、障害があることに加え、性別、年齢その他の複合的な要因により特に困難な状況に置かれている場合には、その状況に応じた適切な</p>

現 行	改正 (案)
<p>配慮がなされること。</p> <p>(5) 障害を理由とする差別の解消に当たっては、差別する側と差別される側とに分け、相手方を一方的に非難し、又は制裁を加えようとするものであってはならず、当事者間の建設的な対話による相互理解を基本とすること。</p> <p>(6) 災害時において障害者の安心・安全が確保されるよう、障害の特性に応じた適切な配慮がなされること。</p> <p>(7) 家庭、学校をはじめとする社会のあらゆる場面において、子どもの頃から障害に関する知識や理解を深め、障害の有無にかかわらず共に助け合い、学び合う心をはぐくむこと。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害及び障害者に関する理解の促進を図るとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 市は、障害を理由とする差別の解消に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第5条 事業者は、その事業を行うに当たっては、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深め、障害を理由とする差別の解消について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力す</p>	<p>配慮がなされること。</p> <p>(5) 障害を理由とする差別の解消に当たっては、差別する側と差別される側とに分け、相手方を一方的に非難し、又は制裁を加えようとするものであってはならず、当事者間の建設的な対話による相互理解を基本とすること。</p> <p>(6) 災害時において障害者の安心・安全が確保されるよう、障害の特性に応じた適切な配慮がなされること。</p> <p>(7) 家庭、学校をはじめとする社会のあらゆる場面において、子どもの頃から障害に関する知識や理解を深め、障害の有無にかかわらず共に助け合い、学び合う心をはぐくむこと。</p> <p>(市及び市職員の責務)</p> <p>第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、<u>障害者及びその家族その他の関係者（以下「障害者等」という。）の参画の下</u>、障害及び障害者に関する理解の促進を図るとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。</p> <p><u>2 市は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する市職員対応要領を定め、市職員が適切な対応ができるよう、研修等を通じて周知を行うものとする。</u></p> <p><u>3 市職員は、市職員対応要領を遵守し、率先して意識のバリアフリー行動を実践するものとする。</u></p> <p><u>4 市は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を効率的かつ効果的に実施できるよう、国及び他の地方公共団体と相互に連携を図るものとする。</u></p> <p>5 市は、障害を理由とする差別の解消に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第5条 事業者は、その事業を行うに当たっては、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深め、障害を理由とする差別の解消について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力す</p>

現 行	改正 (案)
<p><u>るものとする。</u></p> <p>(市民の責務)</p> <p>第6条 市民は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深め、障害者が日常生活又は社会生活において直面する課題について共に考え、解決を図り、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めるものとする。</p> <p>2 市民は、市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力する<u>ものとする。</u></p> <p>(事前的改善措置)</p> <p>第7条 市(市が設立した地方独立行政法人を含む。次条、第9条及び第11条において同じ。)及び事業者は、合理的配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第2章 障害を理由とする差別の禁止</p> <p>(市及び事業者における不当な差別的取扱いの禁止)</p> <p>第8条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、正当な理由によりやむを得ない場合を除き、障害を理由として次に掲げる取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。</p> <p>(1) 福祉サービスを提供する場合における次に掲げる取扱い</p> <p>ア 福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>イ 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことなく、障害者の意思に反して、障害者支援施設等への入所又は入居を強制すること。</p> <p>(2) 医療を提供する場合における次に掲げる取扱い</p> <p>ア 医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障</p>	<p><u>るとともに、積極的に意識のバリアフリー行動を実践するよう努めるものとする。</u></p> <p>(市民の責務)</p> <p>第6条 市民は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深め、障害者が日常生活又は社会生活において直面する課題について共に考え、解決を図り、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めるものとする。</p> <p>2 市民は、市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力するとともに、積極的に意識のバリアフリー行動を実践するよう努めるものとする。</p> <p>(事前的改善措置)</p> <p>第7条 市(市が設立した地方独立行政法人を含む。次条、第9条及び第11条において同じ。)及び事業者は、合理的配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。</p> <p><u>2 市は、事業者による前項の取り組みを支援するための施策を実施するものとする。</u></p> <p>第2章 障害を理由とする差別の禁止</p> <p>(市及び事業者における不当な差別的取扱いの禁止)</p> <p>第8条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、正当な理由によりやむを得ない場合を除き、障害を理由として次に掲げる取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。</p> <p>(1) 福祉サービスを提供する場合における次に掲げる取扱い</p> <p>ア 福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>イ 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことなく、障害者の意思に反して、障害者支援施設等への入所又は入居を強制すること。</p> <p>(2) 医療を提供する場合における次に掲げる取扱い</p> <p>ア 医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障</p>

現 行	改正 (案)
<p>害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>イ 障害者の意思に反して、医療を受けることを強制すること。</p> <p>(3) 教育、療育又は保育を行う場合における次に掲げる取扱い</p> <p>ア 障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育、療育又は保育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を行わないこと。</p> <p>イ 障害者又はその保護者の意見を聴かず、若しくは意思を尊重せず、又はこれらの者に必要な説明を行わずに就学すべき学校を決定すること。</p> <p>(4) 労働者を雇用する場合における次に掲げる取扱い</p> <p>ア 応募若しくは採用を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>イ 賃金、労働時間、配置、昇進、教育訓練、福利厚生その他の労働条件について不利益な取扱いをすること。</p> <p>(5) 商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、商品の販売若しくはサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(6) 不動産の取引を行う場合において、不動産の売買、賃貸、転貸若しくは賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(7) 不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(8) スポーツ、文化芸術活動その他の生涯学習活動を行う場合において、スポーツ、文化芸術活動その他の生涯学習活動を行うことを拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(9) 障害者へ情報の提供をする場合又は障害者から意思の表示を受ける場合</p>	<p>害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>イ 障害者の意思に反して、医療を受けることを強制すること。</p> <p>(3) 教育、療育又は保育を行う場合における次に掲げる取扱い</p> <p>ア 障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育、療育又は保育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を行わないこと。</p> <p>イ 障害者又はその保護者の意見を聴かず、若しくは意思を尊重せず、又はこれらの者に必要な説明を行わずに就学すべき学校を決定すること。</p> <p>(4) 労働者を雇用する場合における次に掲げる取扱い</p> <p>ア 応募若しくは採用を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>イ 賃金、労働時間、配置、昇進、教育訓練、福利厚生その他の労働条件について不利益な取扱いをすること。</p> <p>(5) 商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、商品の販売若しくはサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(6) 不動産の取引を行う場合において、不動産の売買、賃貸、転貸若しくは賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(7) 不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(8) スポーツ、文化芸術活動その他の生涯学習活動を行う場合において、スポーツ、文化芸術活動その他の生涯学習活動を行うことを拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(9) 障害者へ情報の提供をする場合又は障害者から意思の表示を受ける場合</p>

現 行	改正 (案)
<p>における次に掲げる取扱い</p> <p>ア 情報の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>イ 障害者から意思の表示を受けることを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(市及び事業者が行う合理的配慮の提供)</p> <p>第9条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。</p> <p>2 市及び事業者は、障害者を雇用する場合において、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第10条 削除</p> <p>(市及び事業者の判断に係る内容の説明)</p> <p>第11条 市及び事業者は、不当な差別的取扱いに該当しない正当な理由があると判断する場合及び合理的配慮の不提供に該当しない過重な負担になると判断する場合には、障害者にその内容を説明し、理解を得るよう努めるものとする。</p> <p>(事業者における適切な対応)</p> <p>第12条 事業者は、その事業を行うに当たっては、<u>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)</u>第11条第1項に規定する対応指針に即して、適切な対応に努めるものとする。</p>	<p>における次に掲げる取扱い</p> <p>ア 情報の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>イ 障害者から意思の表示を受けることを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(市及び事業者が行う合理的配慮の提供)</p> <p>第9条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。</p> <p>2 市及び事業者は、障害者を雇用する場合において、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。</p> <p>3 <u>合理的配慮の提供は、当該障害者が置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、当該障害者本人の意向を尊重しつつ、市及び事業者の事務・事業への影響の程度、実現可能性の程度、費用・負担の程度、事務・事業規模、財政・財務状況も考慮し、代替措置の選択も含め、市及び事業者と障害者の双方の建設的な対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応するものとする。</u></p> <p>第10条 削除</p> <p>(市及び事業者の判断に係る内容の説明)</p> <p>第11条 市及び事業者は、不当な差別的取扱いに該当しない正当な理由があると判断する場合及び合理的配慮の不提供に該当しない過重な負担になると判断する場合には、障害者にその内容を説明し、理解を得るよう努めるものとする。</p> <p>(事業者における適切な対応)</p> <p>第12条 事業者は、その事業を行うに当たっては、<u>法第11条第1項に規定する対応指針に即して、適切な対応に努めるものとする。</u></p>

現 行	改正(案)
<p>第3章 障害を理由とする差別を解消するための体制 (相談)</p> <p>第13条 市は、障害を理由とする差別に関する相談(以下「差別相談」という。)に的確に対応するため、法第14条の規定に基づき、名古屋市障害者差別相談センター(以下「差別相談センター」という。)及び地域の相談窓口を設置する。</p> <p>2 障害者及びその家族その他の関係者(以下「障害者等」という。)又は事業者は、差別相談センター又は地域の相談窓口に対し、差別相談を行うことができる。</p> <p>3 差別相談センター及び地域の相談窓口は、差別相談を受けた場合には、必要に応じて、事実の確認を行い、次に掲げる対応を行う。ただし、地域の相談窓口が差別相談を受け、第2号の対応を行う必要があると判断する場合は、差別相談センターに引き継ぎ、その対応を行う。</p> <p>(1) 説明又は助言</p> <p>(2) 差別相談に係る当事者間の調整(差別相談について必要な調査を含む。以下「調整」という。)</p> <p>(3) 関係行政機関に対する通報その他通知</p> <p>4 差別相談の相手方となる事業者は、障害者等が差別相談を行ったことを理由として、事業の利用を禁止し、又は制限し、その他不利益な扱いをしてはならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>5 市は、差別相談センター事業の全部又は一部を障害者の相談支援を行う者に委託することができる。</p> <p>(名古屋市障害者差別解消調整委員会)</p> <p>第14条 市長の附属機関として、名古屋市障害者差別解消調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会は、市長の求めに応じて、差別相談に係る事案の解決を図るための助</p>	<p>第3章 障害を理由とする差別を解消するための体制 (相談)</p> <p>第13条 市は、障害を理由とする差別に関する相談(以下「差別相談」という。)に的確に対応するため、法第14条の規定に基づき、名古屋市障害者差別相談センター(以下「差別相談センター」という。)及び地域の相談窓口(区役所、支所、保健センター、障害者基幹相談支援センターをいう。)を設置する。</p> <p>2 障害者等又は事業者は、差別相談センター又は地域の相談窓口に対し、差別相談を行うことができる。</p> <p>3 差別相談センター及び地域の相談窓口は、差別相談を受けた場合には、必要に応じて、事実の確認を行い、次に掲げる対応を行う。ただし、地域の相談窓口が差別相談を受け、第2号の対応を行う必要があると判断する場合は、差別相談センターに引き継ぎ、その対応を行う。</p> <p>(1) 説明又は助言</p> <p>(2) 差別相談に係る当事者間の調整(差別相談について必要な調査を含む。以下「調整」という。)</p> <p>(3) 関係行政機関に対する通報その他通知</p> <p>4 差別相談の相手方となる者は、障害者等が差別相談を行ったことを理由として、事業の利用を禁止し、又は制限し、その他不利益な扱いをしてはならない。</p> <p>5 市は、差別相談に対して的確に対応できるよう、差別相談に対応する人材を育成する。</p> <p>6 市は、差別相談センター事業の全部又は一部を障害者の相談支援を行う者に委託することができる。</p> <p>(名古屋市障害者差別解消調整委員会)</p> <p>第14条 市長の附属機関として、名古屋市障害者差別解消調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会は、市長の求めに応じて、差別相談に係る事案の解決を図るための助言</p>

現 行	改正 (案)
<p>言又はあっせんを行う。</p> <p>3 委員会は、委員6人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員は、学識経験者、障害者又はその家族、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、事業者を代表する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>6 委員は、再任されることができる。</p> <p>(助言又はあっせんの申立て)</p>	<p>又はあっせんを行う。</p> <p>3 委員会は、委員6人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員は、学識経験者、障害者又はその家族、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、事業者を代表する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>6 委員は、再任されることができる。</p> <p>(助言又はあっせんの申立て)</p>
<p>第15条 障害者等は、<u>差別相談センターが調整を行ってもなお差別相談に係る事案が解決しないときは</u>、市長に対し、必要な助言又はあっせんを行うよう申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが当該障害者の意思に反することが明らかであると認められる場合は、この限りでない。</p>	<p>第15条 障害者等は、<u>市又は事業者(以下「事業者等」という。)を相手方とする差別相談に係る事案について、差別相談センターが調整を行ってもなお解決しないときは</u>、市長に対し、必要な助言又はあっせんを行うよう申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが当該障害者の意思に反することが明らかであると認められる場合は、この限りでない。</p>
<p>2 前項本文の規定は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第74条の5に規定する紛争については適用しない。</p> <p>(助言又はあっせんの申立てに係る調査)</p>	<p>2 前項本文の規定は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第74条の5に規定する紛争については適用しない。</p> <p>(助言又はあっせんの申立てに係る調査)</p>
<p>第16条 市長は、前条第1項本文の申立てがあった場合において、当事者その他の関係者に対し、当該申立てに係る事実について必要な調査を行うものとする。ただし、差別相談センターにおいて、調整を行うために、既に必要な調査が行われており、かつ、当事者の同意がある場合においては、この限りでない。</p>	<p>第16条 市長は、前条第1項本文の申立てがあった場合において、当事者その他の関係者に対し、当該申立てに係る事実について必要な調査を行うものとする。ただし、差別相談センターにおいて、調整を行うために、既に必要な調査が行われており、かつ、当事者の同意がある場合においては、この限りでない。</p>
<p>2 当事者その他の関係者は、正当な理由がある場合を除き、前項本文の調査に協力しなければならない。</p> <p>(助言又はあっせん)</p>	<p>2 当事者その他の関係者は、正当な理由がある場合を除き、前項本文の調査に協力しなければならない。</p> <p>(助言又はあっせん)</p>
<p>第17条 市長は、委員会に対し、前条第1項本文の調査の結果(同項ただし書の場合にあっては、その調査の結果)を通知するとともに、助言又はあっせんを行うよう求めるものとする。</p> <p>2 委員会は、前項の規定により助言又はあっせんを行うよう求められたときは、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、助言若しくはあっせんを行う必要</p>	<p>第17条 市長は、委員会に対し、前条第1項本文の調査の結果(同項ただし書の場合にあっては、その調査の結果)を通知するとともに、助言又はあっせんを行うよう求めるものとする。</p> <p>2 委員会は、前項の規定により助言又はあっせんを行うよう求められたときは、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、助言若しくはあっせんを行う必要</p>

現 行	改正 (案)
<p>がないと認めるとき又は事案の性質に照らし助言若しくはあっせんを行うことが適当でないと認めるときは、この限りでない。</p>	<p>がないと認めるとき又は事案の性質に照らし助言若しくはあっせんを行うことが適当でないと認めるときは、この限りでない。</p>
<p>3 委員会は、前項本文の助言又はあっせんを行うために必要があると認めるときは、当事者その他の関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くこと、これらの者に資料の提出を求めることその他の必要な調査を行うことができる。</p>	<p>3 委員会は、前項本文の助言又はあっせんを行うために必要があると認めるときは、当事者その他の関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くこと、これらの者に資料の提出を求めることその他の必要な調査を行うことができる。</p>
<p>4 委員会は、申立てへの対応結果を当事者に通知するとともに、市長に報告するものとする。 (措置の求め)</p>	<p>4 委員会は、申立てへの対応結果を当事者に通知するとともに、市長に報告するものとする。 (措置の求め)</p>
<p>第18条 委員会は、差別相談に係る事案の解決を図るため、市長に対して、次の各号のいずれかに該当する者に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p>	<p>第18条 委員会は、差別相談に係る事案の解決を図るため、市長に対して、次の各号のいずれかに該当する者に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p>
<p>(1) 正当な理由なく、あっせん案を受諾しない事業者又は受諾したあっせん案に従わない事業者 (2) 正当な理由なく、前条第3項の調査を拒んだ障害者等又は事業者 (3) 前条第3項の調査に虚偽の説明又は資料の提出をした障害者等又は事業者 (勧告等)</p>	<p>(1) 正当な理由なく、あっせん案を受諾しない事業者等又は受諾したあっせん案に従わない事業者等 (2) 正当な理由なく、前条第3項の調査を拒んだ障害者等又は事業者等 (3) 前条第3項の調査に虚偽の説明又は資料の提出をした障害者等又は事業者等 (勧告等)</p>
<p>第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、必要があると認めるときは、差別相談に係る事案の解決に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p>	<p>第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、必要があると認めるときは、差別相談に係る事案の解決に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p>
<p>(1) 前条の規定による求めがあった場合における前条各号に掲げる者 (2) 正当な理由なく、第16条第1項本文の調査を拒んだ障害者等又は事業者 (3) 第16条第1項本文の調査に虚偽の説明又は資料の提出をした障害者等又は事業者</p>	<p>(1) 前条の規定による求めがあった場合における前条各号に掲げる者 (2) 正当な理由なく、第16条第1項本文の調査を拒んだ障害者等又は事業者等 (3) 第16条第1項本文の調査に虚偽の説明又は資料の提出をした障害者等又は事業者等</p>
<p>(新設)</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、前条の規定により、委員会から必要な措置を講ずるよう求められた相手方が市である場合は、勧告を行うものとする。この場合において、勧告を行わないときは、市長はその理由を公表するものとする。</p>
<p>2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従</p>	<p>3 市長は、前2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に</p>

現 行	改正 (案)
<p>われないときは、あらかじめその者に意見を述べる機会を与えた上で、その旨を公表することができる。</p> <p>第4章 障害を理由とする差別の解消を推進するための施策 (啓発等)</p> <p>第20条 市は、事業者及び市民の障害及び障害者に対する理解と関心を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うとともに、障害の有無にかかわらず、全ての人が相互理解を深めることができる機会及び情報の提供を行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(教育上の支援)</p> <p>第21条 市は、障害のある幼児、児童及び生徒が、可能な限り障害のない幼児、児童及び生徒と共に学び、必要な教育を受けることができるよう、医療機関、福祉施設その他の関係機関と連携し、必要な支援を行うものとする。</p> <p>(手話言語の普及)</p> <p>第22条 市は、手話が独自の体系を有する言語であるとの認識に基づいて、事業者及び市民において手話の利用が普及するよう、必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(意思疎通手段の利用の促進)</p> <p>第23条 市は、手話、点字、音声、文字表示、わかりやすい表現、絵図の提示、情報支援機器(情報の取得及び意思疎通を容易にするための機器をいう。)その他の意思疎通手段(意思疎通手段を利用するときの補助を含む。)であって障害の特性に応じたものの利用の促進を図るものとする。</p> <p>(災害時の支援)</p> <p>第24条 市は、災害発生時その他緊急時において、障害者に対し、その安全を確保するために必要な支援を行うとともに、意思疎通を図ることが困難な障害者に</p>	<p>従わないときは、あらかじめその者に意見を述べる機会を与えた上で、その旨を公表することができる。</p> <p>第4章 障害を理由とする差別の解消を推進するための施策 (啓発等)</p> <p>第20条 市は、<u>市職員</u>、事業者及び市民の障害及び障害者に対する理解と関心を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うとともに、障害の有無にかかわらず、全ての人が相互理解を深めることができる機会及び情報の提供を行うものとする。</p> <p><u>2 市は、市職員、事業者及び市民が、意識のバリアフリー行動を実践し、障害の有無にかかわらず、全ての人が互いに人格及び個性を尊重し支え合いながら暮らすことのできる社会を目指す運動(あいサポート運動)を、市全体で推進するものとする。</u></p> <p>(教育上の支援)</p> <p>第21条 市は、障害のある幼児、児童及び生徒が、可能な限り障害のない幼児、児童及び生徒と共に学び、必要な教育を受けることができるよう、医療機関、福祉施設その他の関係機関と連携し、必要な支援を行うものとする。</p> <p>(手話言語の普及)</p> <p>第22条 市は、手話が独自の体系を有する言語であるとの認識に基づいて、事業者及び市民において手話の利用が普及するよう、必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(意思疎通手段の利用の促進)</p> <p>第23条 市は、手話、筆談、点字、音声、文字表示、<u>代読、代筆</u>、わかりやすい表現、絵図の提示、情報支援機器(情報の取得及び意思疎通を容易にするための機器をいう。)その他の意思疎通手段(意思疎通手段を利用するときの補助を含む。)であって障害の特性に応じたものの利用の促進を図るものとする。</p> <p>(災害時の支援)</p> <p>第24条 市は、災害発生時その他緊急時において、障害者に対し、その安全を確保するために必要な支援を行うとともに、意思疎通を図ることが困難な障害者に</p>

現 行	改正（案）
<p>対し、その障害の特性に応じた情報の提供を行うものとする。</p> <p>（名古屋市障害者差別解消支援会議）</p> <p>第25条 市は、地域における障害を理由とする差別の解消の推進について情報を共有し、その取組を効果的かつ円滑に行うため、法第17条第1項の規定に基づき、名古屋市障害者差別解消支援会議を設置する。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（委任）</p> <p>第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>（検討）</p> <p>2 市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況及び社会情勢を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>対し、その障害の特性に応じた情報の提供を行うものとする。</p> <p>（名古屋市障害者差別解消支援会議）</p> <p>第25条 市は、地域における障害を理由とする差別の解消の推進について情報を共有し、その取組を効果的かつ円滑に行うため、法第17条第1項の規定に基づき、名古屋市障害者差別解消支援会議を設置する。</p> <p><u>（調査研究等）</u></p> <p><u>第25条の2 市及び差別相談センターは、差別相談の事例の分析を行うとともに、障害を理由とする差別の解消に向けて必要な事項についての調査研究及び情報収集を行い、名古屋市障害者差別解消支援会議を通じた情報の共有を行うものとする。</u></p> <p>（委任）</p> <p>第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>（検討）</p> <p>2 市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況及び社会情勢を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>

名古屋市障害者差別解消庁内推進会議幹事会における報告事例

(市職員等による障害者差別に関する相談事例 (令和6年4月～9月))

(1) 趣 旨

令和6年度上半期に、各局室区から報告のあった障害者差別に関する相談事例の集計結果を、各部署へフィードバックすることで、障害者差別に関する取り組みに活かしていただくもの。

(2) 相談件数 (令和6年4月～9月)

相談 件数	申出内容別の状況						
	職員の対応			事務事業の 実施方法等		施設のバ リアフリ ー関係	その他の 相談等
	差別的 言動	不当な差別 的取扱い	合理的配慮 の不提供	不当な差別 的取扱い	合理的配慮 の不提供		
3件 (1件)	0件	0件	0件	0件	0件	1件 (1件)	2件 (0件)
2件	0件	1件	0件	0件	1件	0件	0件

※ () 内件数は、名古屋城バリアフリー関係分 (再掲)

※ 下段件数は、障害者差別相談センター及び地域の相談窓口にて対応した本市関連の事案件数

(参考) 相談件数の推移

年度	相談 件数	職員の対応			事務事業の 実施方法等		施設のバ リアフリ ー関係	その他の 相談等
		差別的 言動	不当な差別 的取扱い	合理的配慮 の不提供	不当な差別 的取扱い	合理的配慮 の不提供		
R元	9件	1件	2件	0件	0件	0件	1件	5件
R2	4件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	3件
R3	5件	1件	0件	1件	0件	1件	0件	2件
R4	5件	1件	0件	1件	0件	1件	0件	3件
R5	193件 (185件)	1件	1件	1件	0件	1件	79件 (78件)	161件 (156件)

※ 申出内容別の状況については、複数の区分に該当する場合があるため、受付件数と一致しない。

※ () 内件数は、名古屋城バリアフリー関係分 (再掲)

(3) 主な相談事例の概要

事例1	区役所からの送付文書について
相談者	障害当事者（視覚障害）
相談内容	<p>区役所の色々な課から文書を送付してもらっているが、届いた後に、ヘルパーに読んでもらって内容を把握し、それからヘルパーを手配して実際に区役所に行けるようになるまでに時間がかかってしまう。さらに、手続きに別の書類が必要な場合、期限までの期間が短いと間に合わなくなる恐れがある。</p> <p>そのため、区からの送付物があるときに、あらかじめ何の書類を送っていただくのかを電話で伝えてほしい。また、送っていただく封筒等に、所属の名前と電話番号を点字で表示するように対応してほしい（申出者の妻も視覚障害1級であり、他に同居の親族はいない）。（瑞穂区）</p>
対応	<p>課長級以上の出席する会議で現状の確認と今後の方針を検討し、当人及び妻への送付物がある課（総務課、福祉課及び保険年金課）は、事前に電話連絡を行い、封筒には所属の名前と電話番号の点字表示の対応をすることとした。</p>

○ 障害者差別相談センターにて対応した本市関連の事案

事例2	区役所での本人確認について
相談者	障害当事者（吃音症）
相談内容	<p>区役所で住民票を受け取る時など、本人確認のために名前を言う必要があるが、吃音症のため言葉がどもり、周りの目も気になるため言いづらい。市全体で、本人確認の際は「本人確認の為、運転免許証かマイナンバーカードをご提示ください」と徹底して言うようにしてほしい。</p>
対応	<p>当該区役所に事実確認をしたところ、窓口に来た全員に運転免許証等の提示を求めると、そこまで必要なのか、と一般の人から反感をもらう可能性があるとのことだったが、その後、窓口には「本人確認は運転免許証等の提示により行うこともできます」と書いた立札をカウンターに設置したと報告があった。相談者には、ヘルプカードの利用を提案し、フィードバックして対応を終了した。</p>

愛知労働局及び名古屋法務局における相談事例

(令和6年4月～9月)

1 愛知労働局における相談事例（愛知県内）

(1) 集計件数

件数	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供	その他の相談等
17件	5件	12件	0件

(2) 主な相談事例の概要

相談者	障害当事者（発達障害・難病）
区分	合理的配慮の不提供
相談内容	<p>難病により歩行を伴う業務が難しいと本人は判断している。会社は本人の難病と歩行が困難となることの関連性が認められないとして「歩行を行う業務を避ける必要がある」旨の医師の診断書を求めてくる。合理的配慮を受けるために診断書を提出した場合、求める配慮は受けられると思うが、業務内容が変わるため、勤務条件が変わる（現在正社員→非正規社員・シフト制）と聞き、それも納得できない。本人は不安が強く、様々な相談機関に電話をしていた。</p>
対応	<p>会社と本人、管轄ハローワーク職員、労働局の職員で面談の機会を設けた。本人の心配は以前の説明を拡大解釈していたことと分かった。会社が診断書を求める理由、診断書を提出した場合の処遇（診断書の内容に則った業務内容とし、勤務条件は変更なし）について会社から説明を行い、ハローワーク、労働局も情報を共有した。</p>

相談者	障害当事者（発達障害）
区分	合理的配慮の不提供
相談内容	<p>発達障害により様々な人から指示をされたり、大声で早口で指示されたりして理解できないことが多く、仕事の遂行が難しい。管理者に困っているためなんとかしてほしいとお願いしているが、実行されない。</p>
対応	<p>ハローワーク職員が出向き、管理者と面談し、本人が持ちうる力を発揮するために合理的配慮の必要性について伝えるとともに、本人了承の下、登録していた支援機関が支援に入ることの了承を得た。支援機関が現場に出向き、現場の状況を把握、指示を行う者の一本化、指示の際の注意点など具体的な配慮について伝え、理解を得た。</p>

2 名古屋法務局における相談事例（愛知県内）

(1) 集計件数

件数	雇用差別	結婚・交際に関する差別	商品・サービス等の提供拒否	差別表現	財産侵害	その他
77件	4件	0件	14件	16件	1件	42件

※ 障害のある人に関する相談件数

(2) 主な相談事例の概要

相談者	障害当事者（身体障害者）
区分	差別表現
相談内容	相談者は、障害があるため、補助器具を付けて、業務をしていたところ、その姿を見た者から冷笑された。このことについて、人権侵害に当たると考えるので、相手方に啓発等をしてほしい。
対応	人権侵犯事件として、現在調査中。

相談者	障害当事者（精神障害者）
区分	その他
相談内容	相談者は、障害があるため、イベント会場スタッフに障害者専用スペースへの案内を依頼したものの、ほかの観客を同スペースに案内するという不適切な対応をされた。このことについて、人権侵害に当たると考えるので、相手方に啓発等をしてほしい。
対応	人権侵犯事件として、現在調査中。

名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（抜粋）

（名古屋市障害者差別解消調整委員会）

第 14 条 市長の附属機関として、名古屋市障害者差別解消調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、市長の求めに応じて、差別相談に係る事案の解決を図るための助言又はあっせんを行う。
- 3 委員会は、委員 6 人以内をもって組織する。
- 4 委員は、学識経験者、障害者又はその家族、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、事業者を代表する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。

（助言又はあっせんの申立て）

第 15 条 障害者等は、差別相談センターが調整を行ってもなお差別相談に係る事案が解決しないときは、市長に対し、必要な助言又はあっせんを行うよう申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが当該障害者の意思に反することが明らかであると認められる場合は、この限りでない。

2 （略）

（助言又はあっせん）

第 17 条 市長は、委員会に対し、前条第 1 項本文の調査の結果（同項ただし書の場合にあつては、その調査の結果）を通知するとともに、助言又はあっせんを行うよう求めるものとする。

- 2 委員会は、前項の規定により助言又はあっせんを行うよう求められたときは、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、助言若しくはあっせんを行う必要がないと認めるとき又は事案の性質に照らし助言若しくはあっせんを行うことが適当でないときと認めるときは、この限りでない。
- 3 委員会は、前項本文の助言又はあっせんを行うために必要があると認めるときは、当事者その他の関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くこと、これらの者に資料の提出を求めることその他の必要な調査を行うことができる。
- 4 委員会は、申立てへの対応結果を当事者に通知するとともに、市長に報告するものとする。

（措置の求め）

第 18 条 委員会は、差別相談に係る事案の解決を図るため、市長に対して、次の各号のいずれかに該当する者に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

- (1) 正当な理由なく、あっせん案を受諾しない事業者又は受諾したあっせん案に従わない事業者
- (2) 正当な理由なく、前条第 3 項の調査を拒んだ障害者等又は事業者
- (3) 前条第 3 項の調査に虚偽の説明又は資料の提出をした障害者等又は事業者

名古屋市障害者差別解消調整委員会 委員名簿

区 分	職 名	氏 名
学識経験者	名城大学 教授	植木 淳
	椙山女学園大学 教授	手嶋 雅史
	愛知県弁護士会 弁護士	徳田 万里子
障害者又はその家族	社会福祉法人 名古屋市身体障害者福祉連合会 会長	橋井 正喜
障害者の自立参加及び社会参加に関する事業に従事する者	西区障害者基幹相談支援センター 副センター長	鈴木 美千代
事業者を代表する者	名古屋商工会議所 企画部長	白木 隆光

名古屋市障害者差別解消支援会議開催要綱

(趣旨)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条に基づき、本市における障害を理由とする差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うため、名古屋市障害者差別解消支援会議（以下「会議」という。）を開催する。

(目的)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について、意見交換及び意見聴取を行う。

- (1) 障害を理由とする差別に関する相談事例に関すること。
- (2) 相談事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取り組みに関すること。
- (3) 相談事例の解決を後押しするための関係機関相互の連携の推進に関すること。
- (4) 障害及び障害者に対する市民の理解の促進に関すること。
- (5) その他本市における障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。

(構成)

第3条 会議は、次の各号に掲げる者のうちから健康福祉局長が依頼する者により構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (3) 障害を理由とする差別の解消に係わる関係機関及び関係団体に属する者
- (4) その他健康福祉局長が必要と認めた者

(座長)

第4条 会議の座長は、構成員の互選により決定する。

2 座長は、会議の議事を進行する。

(会議の公開)

第5条 会議は原則として公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、会議に諮って、非公開とすることができる。

(秘密保持義務)

第6条 会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なく、会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(謝金)

第7条 会議に出席した構成員への謝金は、1回あたり11,600円とする。

2 前項の規定は、国の行政機関及び地方公共団体の職員である構成員には適用しない。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、健康福祉局障害福祉部障害企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年 8月 1日から施行する。

名古屋市障害者差別解消支援会議 委員名簿

区分	所属等	氏名
学識経験者	弁護士	櫻井 義也
	日本福祉大学社会福祉学部准教授	藤井 涉
障害者福祉 事業従事者等	名古屋市身体障害者福祉連合会会長	橋井 正喜
	名古屋手をつなぐ育成会副理事長	濱田 智恵実
	名古屋市精神障害者家族会連合会会長	池山 豊子
	愛知県重症心身障害児(者)を守る会会長	高嶋 みえ
	愛知県自閉症協会・つぼみの会副理事長	岡田 ひろみ
	わっぱの会理事長	斎藤 縣三
	日本リウマチ友の会愛知支部副支部長	星野 敏江
	愛知県難病団体連合会事務局長	牛田 正美
	名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会副会長	奥村 嘉章
	愛知県精神障がい者福祉協会	荒川 浩平
	愛知県重度障害者団体連絡協議会事務局長	入谷 忠宏
	名古屋市視覚障害者協会会長	田中 伸明
	名古屋市聴言障害者協会理事	平野 千博
	名古屋手をつなぐ育成会会員	梶 昌弘
	名古屋サーティーン代表理事	河合 俊光
	関係機関等	名古屋法務局人権擁護部第二課長
愛知労働局職業安定部職業対策課長		神谷 しのぶ
名古屋市医師会理事		児玉 充央
名古屋市歯科医師会会長		都島 誠一
名古屋市薬剤師会会長		矢野 宗敏
名古屋商工会議所企画部長		白木 隆光
名古屋市区政協力委員議長協議会副議長		中田 俊夫
名古屋市民生委員児童委員連盟副理事長		石田 ゆり子
健康福祉局 長が必要と 認めたもの	健康福祉局障害福祉部担当課長(障害者差別解消・バリアフリーの推進)	榊原 昌志
	教育委員会事務局教育支援部特別支援教育課長	濱田 尚人
	昭和区保健福祉センター福祉部福祉課長	米田 善洋
	中村区保健福祉センター保健予防課長	蜂矢 裕之
	障害者差別相談センター統括責任者	神村 昌克
	西区障害者基幹相談支援センター副センター長	鈴木 美千代